

議案第 100 号

専決事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 5 年 12 月 4 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 5 年度伊勢市一般会計補正予算（第 7 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 11 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和5年度 伊勢市一般会計補正予算（第7号）

令和5年度 伊勢市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、994,553千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、55,428,319千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金	9,452,819	994,553	10,447,372
歳入合計	54,433,766	994,553	55,428,319

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	22,286,143	994,553	23,280,696
歳出合計	54,433,766	994,553	55,428,319

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
994,553				
994,553				

2 歳 入

(款) 17 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
17		国庫支出金	9,452,819	994,553	10,447,372
	2	国庫補助金	2,849,976	994,553	3,844,529
		1 総務費国庫補助金	784,045	994,553	1,778,598

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費 補助金	994,553	1 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金

3 歳 出

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3		民生費	22,286,143	994,553	23,280,696	994,553	
	1	社会福祉費	7,213,435	994,553	8,207,988	994,553	
		1	社会福祉総務費	2,052,726	994,553	3,047,279	国庫支出金 994,553

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	670	1 原油価格・物価高騰等緊急対策事業	994,553
3 職員手当等	1,453	(1) 物価高騰生活支援給付金支給事業	(994,553)
4 共済費	104		
8 旅費	28		
10 需用費	1,721		
11 役務費	5,067		
12 委託料	5,510		
18 負担金、補助及び交付金	980,000		

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(945) 1,012	1,525,626	3,863,966	2,495,359	7,884,951	1,508,583	9,393,534	
補 正 前	(945) 1,012	1,524,956	3,863,966	2,493,906	7,882,828	1,508,479	9,391,307	
比 較	(0) 0	670	0	1,453	2,123	104	2,227	

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

職員手当 の内訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	326,772
	補 正 前	325,319
	比 較	1,453

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(61) 994		3,824,281	2,346,035	6,170,316	1,233,432	7,403,748	
補 正 前	(61) 994		3,824,281	2,344,582	6,168,863	1,233,432	7,402,295	
比 較	(0) 0		0	1,453	1,453	0	1,453	

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

職員手当 の内訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	323,471
	補 正 前	322,018
	比 較	1,453

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(884) 18	1,525,626	39,685	149,324	1,714,635	275,151	1,989,786	
補 正 前	(884) 18	1,524,956	39,685	149,324	1,713,965	275,047	1,989,012	
比 較	(0) 0	670	0	0	670	104	774	

()は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

(2) 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
職員手当	1,453	その他の増減分	1,453	

令和5年度 補正予算（専決）の概要

(単位：千円)

1 一般会計補正予算（第7号）

補正状況	
補正前の予算額	54,433,766
補正予算額	994,553
計	55,428,319

2 一般会計補正予算編成内容

物価高騰により、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対し、「物価高騰生活支援給付金」の支給を行う。

(1) 歳出

1【福祉総務課】	物価高騰生活支援給付金支給事業	994,553
	住民税非課税世帯に対し物価高騰生活支援給付金を支給する。 金額：1世帯当たり7万円	

(2) 歳入

国庫支出金	994,553
-------	----------------

議案第101号

令和5年度 伊勢市一般会計補正予算（第8号）

令和5年度 伊勢市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、846,826千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、56,275,145千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年12月4日 提出

伊勢市長 鈴木 健 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方特例交付金		90,001	30,659	120,660
	1 地方特例交付金	90,000	30,659	120,659
13 地方交付税		11,680,000	300,771	11,980,771
	1 地方交付税	11,680,000	300,771	11,980,771
17 国庫支出金		10,447,372	119,850	10,567,222
	1 国庫負担金	6,540,038	81,285	6,621,323
	2 国庫補助金	3,844,529	38,565	3,883,094
18 県支出金		3,852,663	76,563	3,929,226
	1 県負担金	2,455,284	40,128	2,495,412
	2 県補助金	1,133,373	36,435	1,169,808
20 寄附金		530,001	60,000	590,001
	1 寄附金	530,001	60,000	590,001
21 繰入金		3,942,077	208,360	4,150,437
	1 基金繰入金	3,861,990	208,360	4,070,350
22 繰越金		81,519	61,923	143,442
	1 繰越金	81,519	61,923	143,442
24 市債		2,929,600	△11,300	2,918,300
	1 市債	2,929,600	△11,300	2,918,300
歳入合計		55,428,319	846,826	56,275,145

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費		301,009	8,859	309,868
	1 議会費	301,009	8,859	309,868
2 総務費		4,330,248	99,818	4,430,066
	1 総務管理費	3,342,748	52,597	3,395,345
	2 徴税費	536,887	△7,798	529,089
	3 戸籍住民基本台帳 費	305,720	51,666	357,386
	4 選挙費	90,802	△7,628	83,174
	5 統計調査費	27,934	921	28,855
	6 監査委員費	26,157	10,060	36,217
3 民生費		23,280,696	416,813	23,697,509
	1 社会福祉費	8,207,988	395,305	8,603,293
	2 老人福祉費	4,782,701	△29,550	4,753,151
	3 児童福祉費	7,983,179	△54,384	7,928,795
	4 生活保護費	2,192,952	111,469	2,304,421
	5 人権政策費	96,405	△5,616	90,789
	6 国民年金事務費	17,471	△411	17,060
4 衛生費		6,355,349	182,411	6,537,760
	1 保健衛生費	4,300,331	165,328	4,465,659
	2 清掃費	2,055,018	17,083	2,072,101
6 農林水産業費		965,226	35,234	1,000,460
	1 農業費	786,470	26,820	813,290
	2 林業費	94,440	455	94,895
	3 水産業費	84,316	7,959	92,275
7 商工費		576,861	△6,993	569,868
	1 商工費	576,861	△6,993	569,868
8 観光費		488,797	△9,595	479,202
	1 観光費	488,797	△9,595	479,202
9 土木費		6,754,951	53,858	6,808,809
	1 土木管理費	393,269	△20,066	373,203
	2 道路橋梁費	2,274,318	64,848	2,339,166

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 河川費	770,110	1,835	771,945
	5 都市計画費	2,946,546	4,002	2,950,548
	6 住宅費	330,334	3,239	333,573
10 消防費		2,337,304	40,099	2,377,403
	1 消防費	2,337,304	40,099	2,377,403
11 教育費		3,989,246	26,322	4,015,568
	1 教育総務費	1,237,761	△8,302	1,229,459
	2 小学校費	647,088	△4,274	642,814
	3 中学校費	352,974	9,889	362,863
	4 幼稚園費	132,476	1,621	134,097
	5 社会教育費	574,105	10,627	584,732
	6 保健体育費	1,044,842	16,761	1,061,603
歳出	合計	55,428,319	846,826	56,275,145

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額(千円)
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民システム管理経費	17,956
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	20,000
7 商工費	1 商工費	創業支援事業	7,000
9 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	119,730
		橋梁維持事業	82,000
		中心市街地活性化整備事業	58,800
	5 都市計画費	公園整備事業	13,000
12 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	林業用施設災害復旧事業	8,000

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額(千円)
いせ市議会だより印刷製本業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	4, 533
広報いせ印刷製本業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	38, 495
スマートフォン教室等運營業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	4, 168
行政情報システム改修業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	1, 852
いせ市民活動センター管理運営委託	自 令和5年度 至 令和6年度	17, 500
コミュニティバスデマンド運行業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	11, 939
コミュニティバス運行業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	126, 613
成年後見サポートセンター運營業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	12, 925
生活困窮者自立相談支援等業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	21, 500
就労準備支援事業業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	14, 960
家庭学習・生活支援事業業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	9, 144
おでかけ支援事業	自 令和5年度 至 令和6年度	24, 000
保育所等紙おむつ収集運搬業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	8, 019

事 項	期 間	限 度 額(千円)
健康・医療電話相談業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	12,650
一般廃棄物収集運搬業務委託(その2) (令和5年度債務負担行為)	自 令和5年度 至 令和6年度	321,166
町内一斉粗大ごみ収集運搬業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	37,106
都市農山村交流促進施設管理運営委託	自 令和5年度 至 令和10年度	15,510
中小企業サポート事業	自 令和5年度 至 令和6年度	28,550
賓日館管理運営委託	自 令和5年度 至 令和7年度	17,890
宮川堤公園観光客受入業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	6,189
観光地等混雑状況配信事業	自 令和5年度 至 令和6年度	2,853
伊勢への誘客促進事業	自 令和5年度 至 令和6年度	12,014
集大会・合宿誘致補助金	自 令和5年度 至 令和6年度	2,000
神社「海の駅」駅舎管理運営委託	自 令和5年度 至 令和8年度	11,274
防災気象情報提供業務委託	自 令和5年度 至 令和8年度	6,000
みなと小学校スクールバス運行業務委託	自 令和5年度 至 令和8年度	26,502
みなと小学校スクールタクシー運行 業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	2,936

事 項	期 間	限 度 額(千円)
二見中学校スクールタクシー運行 業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	1, 146
生涯学習センター管理運営委託	自 令和5年度 至 令和10年度	454, 025
観光文化会館管理運営委託	自 令和5年度 至 令和10年度	323, 285
伊勢古市参宮街道資料館管理運営委託	自 令和5年度 至 令和10年度	22, 190
伊勢河崎商人館管理運営委託	自 令和5年度 至 令和10年度	44, 015
図書館管理運営委託	自 令和5年度 至 令和10年度	815, 700
図書館電算管理システム更新業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	15, 000

第 4 表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
公 共 事 業 等 債	756, 300	778, 800
一 般 単 独 事 業 債	165, 600	175, 200
臨 時 財 政 対 策 債	300, 000	256, 600

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
12 地方特例交付金	90,001	30,659	120,660
13 地方交付税	11,680,000	300,771	11,980,771
17 国庫支出金	10,447,372	119,850	10,567,222
18 県支出金	3,852,663	76,563	3,929,226
20 寄附金	530,001	60,000	590,001
21 繰入金	3,942,077	208,360	4,150,437
22 繰越金	81,519	61,923	143,442
24 市債	2,929,600	△11,300	2,918,300
歳入合計	55,428,319	846,826	56,275,145

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費	301,009	8,859	309,868
2 総務費	4,330,248	99,818	4,430,066
3 民生費	23,280,696	416,813	23,697,509
4 衛生費	6,355,349	182,411	6,537,760
6 農林水産業費	965,226	35,234	1,000,460
7 商工費	576,861	△6,993	569,868
8 観光費	488,797	△9,595	479,202
9 土木費	6,754,951	53,858	6,808,809
10 消防費	2,337,304	40,099	2,377,403
11 教育費	3,989,246	26,322	4,015,568
歳 出 合 計	55,428,319	846,826	56,275,145

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
				8,859
10,876				88,942
77,833	74,515		△986	265,451
2,689	585		986	178,151
				35,234
				△6,993
				△9,595
25,000		32,100		△3,242
				40,099
				26,322
116,398	75,100	32,100		623,228

2 歳 入

(款) 12 地方特例交付金
(項) 1 地方特例交付金

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計	
12		地方特例交付金	90,001	30,659	120,660	
	1	地方特例交付金	90,000	30,659	120,659	
		1	地方特例交付金	90,000	30,659	120,659
13		地方交付税	11,680,000	300,771	11,980,771	
	1	地方交付税	11,680,000	300,771	11,980,771	
		1	地方交付税	11,680,000	300,771	11,980,771
17		国庫支出金	10,447,372	119,850	10,567,222	
	1	国庫負担金	6,540,038	81,285	6,621,323	
		1	民生費国庫負担金	6,082,341	81,285	6,163,626
		2	国庫補助金	3,844,529	38,565	3,883,094
	1	総務費国庫補助金	1,778,598	10,876	1,789,474	
	2	民生費国庫補助金	665,479	2,339	667,818	
	3	衛生費国庫補助金	503,201	350	503,551	
	6	土木費国庫補助金	816,030	25,000	841,030	
	18		県支出金	3,852,663	76,563	3,929,226
		1	県負担金	2,455,284	40,128	2,495,412
2			民生費県負担金	2,449,537	40,128	2,489,665
2			県補助金	1,133,373	36,435	1,169,808
2		民生費県補助金	770,517	36,435	806,952	
20			寄附金	530,001	60,000	590,001
	1	寄附金	530,001	60,000	590,001	
		2	総務費寄附金	500,000	60,000	560,000
21		繰入金	3,942,077	208,360	4,150,437	
	1	基金繰入金	3,861,990	208,360	4,070,350	
		1	財政調整基金繰入金	2,950,471	208,360	3,158,831
22		繰越金	81,519	61,923	143,442	
	1	繰越金	81,519	61,923	143,442	
		1	繰越金	81,519	61,923	143,442
24		市債	2,929,600	△11,300	2,918,300	
	1	市債	2,929,600	△11,300	2,918,300	
		5	土木債	1,869,900	32,100	1,902,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		区 分	金 額	説 明	
		1 地方特例交付金	30,659	1 減収補てん特例交付金	
		1 地方交付税	300,771	1 普通交付税	
		1 社会福祉費負担金	77,833	1 障害者自立支援給付費国負担金	44,066
				2 障害児施設給付費等国負担金	33,617
				3 産前産後保険料国負担金	150
		3 児童福祉費負担金	3,452	1 特定教育・保育施設型給付費国負担金	3,054
				2 子育てのための施設等利用費国負担金	398
		2 戸籍住民基本台帳費補助金	10,876	1 社会保障・税番号制度システム整備費国補助金	
		1 社会福祉費補助金	2,339	1 重層的支援体制整備事業交付金	
		1 保健衛生費補助金	350	1 母子保健衛生費国補助金	
		1 土木管理費補助金	25,000	1 都市再生・地域再生整備事業費国補助金	
		1 社会福祉費負担金	38,916	1 障害者自立支援給付費等負担金	22,033
				2 障害児通所給付費等負担金	16,808
				3 産前産後保険料負担金	75
		3 児童福祉費負担金	1,212	1 特定教育・保育施設型給付費負担金	
		1 社会福祉費補助金	43,980	1 こども医療費補助金	43,395
				2 重層的支援体制整備事業費交付金	585
		3 児童福祉費補助金	△7,545	1 特定教育・保育施設型給付費補助金	251
				2 保育対策総合支援事業費補助金	△7,796
		1 総務管理費寄附金	60,000	1 ふるさと応援寄附金	
		1 財政調整基金繰入金	208,360	1 財政調整基金繰入金	
		1 前年度繰越金	61,923	1 前年度繰越金	
		1 道路橋梁債	22,500	1 公共事業等債（道路分）	

(款) 24 市債
(項) 1 市債

款 項 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
	9 臨時財政対策債	300,000	△43,400	256,600

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 都市計画債	9,600	1 一般単独事業債 (公園分)
1 臨時財政対策債	△43,400	1 臨時財政対策債

3 歳 出

(款) 1 議会費
(項) 1 議会費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
1		議会費	301,009	8,859	309,868		8,859
	1	議会費	301,009	8,859	309,868		8,859
		1	議会費	301,009	8,859	309,868	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	4,157	1 人件費支給事業	8,859
3 職員手当等	3,020	(1) 一般職員人件費 (議会費)	(8,859)
4 共済費	1,682		

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2	1	総務費	4,330,248	99,818	4,430,066	10,876	88,942
		総務管理費	3,342,748	52,597	3,395,345		52,597
		1 一般管理費	1,575,027	△4,922	1,570,105		△4,922
		7 企画費	283,933	30,000	313,933		30,000
		17 市民交流推進費	109,077	6,799	115,876		6,799
	21 交通対策費	168,838	20,720	189,558		20,720	
	2	徴税費	536,887	△7,798	529,089		△7,798
		1 税務総務費	416,030	△7,798	408,232		△7,798
	3	戸籍住民基本台帳費	305,720	51,666	357,386	10,876	40,790
		1 戸籍住民基本台帳費	305,720	51,666	357,386	国庫支出金 10,876	40,790
	4	選挙費	90,802	△7,628	83,174		△7,628
1 選挙管理委員会費		32,221	△7,628	24,593		△7,628	

(一般会計)

(単位：千円)

節		区 分	金 額	説 明
1	報酬		△3,482	1 人件費支給事業 △4,922
2	給料		△12,646	(1) 市長及び副市長人件費 (388)
3	職員手当等		13,604	(2) 一般職員人件費 (一般管理費) (△1,187)
4	共済費		△2,398	(3) 会計年度任用職員人件費 (一般管理費) (△4,123)
7	報償費		9,300	1 企画推進事業 30,000
11	役務費		1,513	(1) ふるさと応援寄附推進事業 (30,000)
12	委託料		14,307	
13	使用料及び 賃借料		4,880	
2	給料		1,513	1 人件費支給事業 6,799
3	職員手当等		4,488	(1) 一般職員人件費 (市民交流推進費) (6,799)
4	共済費		798	
12	委託料		2,795	1 交通対策推進事業 20,720
18	負担金、補 助及び交付 金		17,925	(1) コミュニティバス運行事業 (2,795)
				(2) 伊勢鉄道運行支援事業 (17,925)
1	報酬		△2,648	1 人件費支給事業 △7,798
2	給料		△148	(1) 一般職員人件費 (税務総務費) (△5,027)
3	職員手当等		△4,835	(2) 会計年度任用職員人件費 (税務総務費) (△2,771)
4	共済費		△167	
1	報酬		8,250	1 人件費支給事業 33,710
2	給料		11,218	(1) 一般職員人件費 (戸籍住民基本台帳費) (24,450)
3	職員手当等		7,666	(2) 会計年度任用職員人件費 (戸籍住民基本台帳費) (9,260)
4	共済費		6,426	2 戸籍住民基本台帳管理事業 17,956
8	旅費		150	(1) 戸籍住民システム管理経費 (17,956)
12	委託料		17,956	
1	報酬		△153	1 人件費支給事業 △7,628
2	給料		△4,111	(1) 一般職員人件費 (選挙管理委員会費) (△7,412)
3	職員手当等		△2,175	(2) 会計年度任用職員人件費 (選挙管理委員会費) (△216)

(款) 2 総務費
(項) 4 選挙費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
5		統計調査費	27,934	921	28,855		921
	1	統計調査総務費	20,237	921	21,158		921
6		監査委員費	26,157	10,060	36,217		10,060
	1	監査委員費	26,157	10,060	36,217		10,060

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 共済費	△1,169	
8 旅費	△20	
2 給料	118	1 人件費支給事業 921
3 職員手当等	537	(1) 一般職員人件費 (統計調査総務費) (921)
4 共済費	266	
1 報酬	20	1 人件費支給事業 10,060
2 給料	5,011	(1) 一般職員人件費 (監査委員費) (10,030)
3 職員手当等	3,331	(2) 会計年度任用職員人件費 (監査委員費) (30)
4 共済費	1,698	

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3		民生費	23,280,696	416,813	23,697,509	151,362	265,451
	1	社会福祉費	8,207,988	395,305	8,603,293	163,397	231,908
		1 社会福祉総務費	3,047,279	68,613	3,115,892	国庫支出金 561 県支出金 75 その他 2,842	65,135
		2 障害者福祉費	3,850,542	241,056	4,091,598	国庫支出金 77,683 県支出金 38,841	124,532
		3 医療支給費	842,464	72,166	914,630	県支出金 43,395	28,771
		5 地域福祉推進費	463,943	13,470	477,413		13,470
	2	老人福祉費	4,782,701	△29,550	4,753,151	△3,828	△25,722
		1 老人福祉推進費	4,782,701	△29,550	4,753,151	その他 △3,828	△25,722
	3	児童福祉費	7,983,179	△54,384	7,928,795	△7,796	△46,588
		1 児童福祉総務費	1,388,220	△10,960	1,377,260	県支出金 △7,796	△3,164
		3 父母子福祉費	464,856	△1,409	463,447		△1,409
		4 児童福祉施設費	1,634,864	△61,012	1,573,852		△61,012

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報酬	800	1 人件費支給事業	53,793
2 給料	21,921	(1) 一般職員人件費 (社会福祉総務費)	(50,311)
3 職員手当等	21,531	(2) 会計年度任用職員人件費 (社会福祉総務費)	(3,482)
4 共済費	9,541	2 社会福祉一般事業	14,520
22 償還金、利 子及び割引 料	14,520	(1) 社会福祉一般経費	(14,520)
27 繰出金	300	3 国民健康保険特別会計繰出金	300
19 扶助費	155,366	(1) 産前産後保険料繰出金	(300)
22 償還金、利 子及び割引 料	85,690	1 障害者福祉対策事業	85,690
19 扶助費	72,166	(1) 障害者福祉運営対策経費	(85,690)
22 償還金、利 子及び割引 料	13,470	2 障害者介護給付等事業	155,366
27 繰出金	△29,550	(1) 障害者介護給付等事業	(155,366)
1 報酬	△7,276	1 医療費支給事業	72,166
2 給料	△13,417	(1) こども医療費支給事業	(72,166)
3 職員手当等	△9,791	1 いせライフセーフティネット事業	13,470
4 共済費	△5,449	(1) 生活困窮者自立支援事業	(7,261)
8 旅費	△217	(2) 小地域活動推進事業	(6,209)
22 償還金、利 子及び割引 料	25,190	1 後期高齢者医療特別会計繰出金	△14,021
1 報酬	△1,090	(1) 事務費繰出金	(△10,193)
3 職員手当等	△106	(2) 保健・介護予防一体的実施事業繰出金	(△3,828)
4 共済費	△143	2 介護保険特別会計繰出金	△15,529
8 旅費	△70	(1) 職員給与費等繰出金	(△15,529)
1 報酬	△26,811	1 人件費支給事業	△26,795
		(1) 一般職員人件費 (児童福祉総務費)	(△26,175)
		(2) 会計年度任用職員人件費 (児童福祉総務費)	(△620)
		2 保育対策推進事業	△3,473
		(1) 保育一般事務費	(5,882)
		(2) 医療的ケア児童保育支援事業	(△9,355)
		3 子育て応援事業	19,308
		(1) 児童福祉一般事務費	(19,308)
		1 ひとり親家庭福祉事業	△1,409
		(1) ひとり親家庭支援事業	(△1,409)
		1 人件費支給事業	△24,611
		(1) 一般職員人件費 (児童福祉施設費)	(△23,914)

(款) 3 民生費
(項) 3 児童福祉費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	6	子ども発達支援費	165,270	18,997	184,267		18,997
4		生活保護費	2,192,952	111,469	2,304,421		111,469
	1	生活保護総務費	152,952	111,469	264,421		111,469
5		人権政策費	96,405	△5,616	90,789		△5,616
	1	人権施策管理費	90,810	△5,616	85,194		△5,616
6		国民年金事務費	17,471	△411	17,060	△411	
	1	国民年金総務費	17,471	△411	17,060	国庫支出金 △411	

(一般会計)

(単位：千円)

節		区 分	金 額	説 明	
2	給料		△16,499	(2) 会計年度任用職員人件費 (児童福祉施設費)	(△697)
3	職員手当等		△5,276	2 市立保育所各種保育事業	△36,401
4	共済費		△11,998	(1) 市立保育所特別保育事業	(1,115)
				(2) 特別支援保育事業	(△25,649)
8	旅費		△428	(3) 地域子育て支援センター事業	(△11,867)
1	報酬		2,564	1 人件費支給事業	13,805
2	給料		8,715	(1) 一般職員人件費 (こども発達支援費)	(14,236)
3	職員手当等		4,042	(2) 会計年度任用職員人件費 (こども発達支援費)	(△431)
4	共済費		3,667	2 児童発達支援センター管理運営事業	5,192
8	旅費		9	(1) おおぞら児童園運営事業	(2,654)
				(2) 障害児相談支援事業	(2,538)
1	報酬		△1,855	1 人件費支給事業	10,280
2	給料		6,232	(1) 一般職員人件費 (生活保護総務費)	(12,688)
3	職員手当等		3,979	(2) 会計年度任用職員人件費 (生活保護総務費)	(△2,408)
4	共済費		1,966	2 生活保護運営事業	101,189
8	旅費		△42	(1) 生活保護運営経費	(101,189)
22	償還金、利子及び割引料		101,189		
1	報酬		△13	1 人件費支給事業	△5,616
2	給料		△3,534	(1) 一般職員人件費 (人権施策管理費)	(△5,494)
3	職員手当等		△843	(2) 会計年度任用職員人件費 (人権施策管理費)	(△122)
4	共済費		△1,195		
8	旅費		△31		
2	給料		544	1 人件費支給事業	△3,053
3	職員手当等		△736	(1) 一般職員人件費 (国民年金総務費)	(△3,053)
4	共済費		△240	2 国民年金事業	2,642
8	旅費		21	(1) 国民年金一般経費	(2,642)

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
4	1	衛生費	6,355,349	182,411	6,537,760	4,260	178,151
		保健衛生費	4,300,331	165,328	4,465,659	4,260	161,068
		1 保健衛生総務費	610,256	△6,021	604,235		△6,021
		2 保健センター費	1,800,021	△41,509	1,758,512	その他 986	△42,495
		3 予防費	1,164,541	213,436	1,377,977		213,436
	5 母子保健推進費	286,315	△578	285,737	国庫支出金 2,689 県支出金 585	△3,852	
	2	清掃費	2,055,018	17,083	2,072,101		17,083
		1 清掃総務費	1,168,194	15,965	1,184,159		15,965
		3 じん芥処理費	869,724	1,118	870,842		1,118

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	207	1 人件費支給事業 △6,021
2 給料	△4,210	(1) 一般職員人件費 (保健衛生総務費) (△6,164)
3 職員手当等	△1,300	(2) 会計年度任用職員人件費 (保健衛生総務費) (143)
4 共済費	△677	
8 旅費	△41	
1 報酬	3,564	1 人件費支給事業 △41,509
2 給料	△28,555	(1) 一般職員人件費 (保健センター費) (△43,073)
3 職員手当等	△8,859	(2) 会計年度任用職員人件費 (保健センター費) (1,564)
4 共済費	△7,720	
8 旅費	61	
22 償還金、利 子及び割引 料	213,436	1 新型コロナウイルスワクチン接種事業 213,436
		(1) 新型コロナウイルスワクチン接種事業 (213,436)
1 報酬	△3,926	1 子育て世代包括支援事業 660
2 給料	3,586	(1) 妊娠出産支援事業 (3,920)
3 職員手当等	429	(2) 出産・子育て応援事業 (△3,260)
4 共済費	△765	2 子育て支援事業 △1,238
8 旅費	98	(1) 新生児等訪問指導事業 (△1,238)
1 報酬	200	1 人件費支給事業 15,965
2 給料	7,341	(1) 一般職員人件費 (清掃総務費) (15,692)
3 職員手当等	6,092	(2) 会計年度任用職員人件費 (清掃総務費) (273)
4 共済費	2,332	
1 報酬	△1,251	1 人件費支給事業 1,118
2 給料	734	(1) 一般職員人件費 (じん芥処理費) (2,719)
3 職員手当等	1,608	(2) 会計年度任用職員人件費 (じん芥処理費) (△1,601)
4 共済費	62	
8 旅費	△35	

(款) 6 農林水産業費
(項) 1 農業費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
6		農林水産業費	965,226	35,234	1,000,460		35,234
	1	農業費	786,470	26,820	813,290		26,820
	1	農業委員会費	42,866	10,789	53,655		10,789
	2	農業総務費	94,034	14,641	108,675		14,641
	5	畜産業費	3,355	1,390	4,745		1,390
	2	林業費	94,440	455	94,895		455
	1	林業総務費	5,166	455	5,621		455
	3	水産業費	84,316	7,959	92,275		7,959
	1	水産総務費	16,859	7,959	24,818		7,959

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
1 報酬	18	1 人件費支給事業	10,789
2 給料	4,860	(1) 一般職員人件費 (農業委員会費)	(10,769)
3 職員手当等	4,124	(2) 会計年度任用職員人件費 (農業委員会費)	(20)
4 共済費	1,787		
1 報酬	△744	1 人件費支給事業	14,641
2 給料	7,069	(1) 一般職員人件費 (農業総務費)	(15,642)
3 職員手当等	6,030	(2) 会計年度任用職員人件費 (農業総務費)	(△1,001)
4 共済費	2,307		
8 旅費	△21		
18 負担金、補助及び交付金	1,390	1 畜産振興事業	1,390
		(1) 畜産振興一般経費	(1,390)
2 給料	71	1 人件費支給事業	455
3 職員手当等	273	(1) 一般職員人件費 (林業総務費)	(455)
4 共済費	111		
2 給料	4,365	1 人件費支給事業	7,959
3 職員手当等	2,109	(1) 一般職員人件費 (水産総務費)	(7,959)
4 共済費	1,485		

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

7	1	商工費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		商工費	576,861	△6,993	569,868		△6,993
		商工費	576,861	△6,993	569,868		△6,993
	1	商工総務費	92,904	△6,993	85,911		△6,993

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	△1,363	1 人件費支給事業	△5,324
2 給料	△3,235	(1) 一般職員人件費 (商工総務費)	(△5,144)
3 職員手当等	△1,307	(2) 会計年度任用職員人件費 (商工総務費)	(△180)
4 共済費	△1,122	2 消費生活関連事業	△1,669
8 旅費	34	(1) 消費生活センター運営事業	(△1,669)

(款) 8 観光費
(項) 1 観光費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
8		観光費	488,797	△9,595	479,202		△9,595
	1	観光費	488,797	△9,595	479,202		△9,595
		1 観光総務費	289,693	△9,595	280,098		△9,595

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	△2,051	1 人件費支給事業	△9,595
2 給料	△3,660	(1) 一般職員人件費 (観光総務費)	(△6,961)
3 職員手当等	△3,447	(2) 会計年度任用職員人件費 (観光総務費)	(△2,634)
4 共済費	△506		
8 旅費	69		

(款) 9 土木費
(項) 1 土木管理費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
9		土木費	6,754,951	53,858	6,808,809	57,100	△3,242
	1	土木管理費	393,269	△20,066	373,203		△20,066
	1	土木総務費	393,269	△20,066	373,203		△20,066
	2	道路橋梁費	2,274,318	64,848	2,339,166	47,500	17,348
	1	道路橋梁総務費	145,609	6,048	151,657		6,048
	6	道路整備事業費	1,168,752	58,800	1,227,552	国庫支出金 25,000 市債 22,500	11,300
	3	河川費	770,110	1,835	771,945		1,835
	1	河川総務費	60,174	1,835	62,009		1,835
	5	都市計画費	2,946,546	4,002	2,950,548	9,600	△5,598
	1	都市計画総務費	2,155,045	△8,998	2,146,047		△8,998
	6	公園費	181,946	13,000	194,946	市債 9,600	3,400
	6	住宅費	330,334	3,239	333,573		3,239
	1	住宅管理費	235,497	3,239	238,736		3,239

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	△1,296	1 人件費支給事業 △20,066 (1) 一般職員人件費 (土木総務費) (△11,855)
2 給料	△13,738	(2) 会計年度任用職員人件費 (土木総務費) (△8,211)
3 職員手当等	△1,703	
4 共済費	△3,129	
8 旅費	△200	
1 報酬	△52	1 人件費支給事業 6,048 (1) 一般職員人件費 (道路橋梁総務費) (6,293)
2 給料	2,949	(2) 会計年度任用職員人件費 (道路橋梁総務費) (△245)
3 職員手当等	2,701	
4 共済費	516	
8 旅費	△66	
14 工事請負費	58,800	1 中心市街地活性化整備事業 58,800 (1) 中心市街地活性化整備事業 (58,800)
2 給料	1,202	1 人件費支給事業 1,835 (1) 一般職員人件費 (河川総務費) (1,835)
3 職員手当等	346	
4 共済費	287	
2 給料	△5,535	1 人件費支給事業 △8,998 (1) 一般職員人件費 (都市計画総務費) (△8,892)
3 職員手当等	△1,844	(2) 会計年度任用職員人件費 (都市計画総務費) (△106)
4 共済費	△1,619	
12 委託料	130	1 公園整備事業 13,000 (1) 公園整備事業 (13,000)
14 工事請負費	12,870	
1 報酬	△16	1 人件費支給事業 3,239 (1) 一般職員人件費 (住宅管理費) (3,299)
2 給料	1,780	(2) 会計年度任用職員人件費 (住宅管理費) (△60)
3 職員手当等	661	
4 共済費	787	
8 旅費	27	

(款) 10 消防費
(項) 1 消防費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
10		消防費	2,337,304	40,099	2,377,403		40,099
	1	消防費	2,337,304	40,099	2,377,403		40,099
		1 常備消防費	1,884,530	33,490	1,918,020		33,490
		5 災害対策費	207,722	6,609	214,331		6,609

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	20	1 人件費支給事業	33,490
2 給料	12,680	(1) 消防職員人件費	(33,448)
3 職員手当等	14,175	(2) 会計年度任用職員人件費（常備消防費）	(42)
4 共済費	6,615		
3 職員手当等	6,609	1 防災対策事業	6,609
		(1) 災害対策本部設置経費	(6,609)

(款) 11 教育費

(項) 1 教育総務費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
11		教育費	3,989,246	26,322	4,015,568		26,322
	1	教育総務費	1,237,761	△8,302	1,229,459		△8,302
		2 事務局費	407,244	△16,708	390,536		△16,708
		4 教育研究所費	330,070	8,517	338,587		8,517
		5 人権教育費	39,546	△111	39,435		△111
	2	小学校費	647,088	△4,274	642,814		△4,274
		1 小学校管理費	564,456	△8,752	555,704		△8,752
		2 小学校教育振興費	82,632	4,478	87,110		4,478
	3	中学校費	352,974	9,889	362,863		9,889
		1 中学校管理費	270,226	7,845	278,071		7,845
		2 中学校教育振興費	82,748	2,044	84,792		2,044
	4	幼稚園費	132,476	1,621	134,097		1,621
		1 幼稚園費	132,476	1,621	134,097		1,621

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	△2,600	1 人件費支給事業	△16,708
2 給料	△8,141	(1) 教育長給	(99)
3 職員手当等	△2,278	(2) 一般職員人件費 (事務局費)	(△9,792)
4 共済費	△3,689	(3) 会計年度任用職員人件費 (事務局費)	(△7,015)
1 報酬	746	1 人件費支給事業	7,589
2 給料	4,102	(1) 一般職員人件費 (教育研究所費)	(7,589)
3 職員手当等	2,197	2 教育研究所運営事業	928
4 共済費	1,472	(1) 不登校対策子ども未来サポート総合推進事業	(928)
1 報酬	333	1 人件費支給事業	△111
2 給料	△64	(1) 一般職員人件費 (人権教育費)	(△431)
3 職員手当等	△189	(2) 会計年度任用職員人件費 (人権教育費)	(320)
4 共済費	△95		
8 旅費	△96		
1 報酬	3,528	1 教育職員人件費支給事業	△8,752
2 給料	△7,694	(1) 教育職員人件費 (小学校管理費)	(△13,255)
3 職員手当等	△2,807	(2) 会計年度任用職員人件費 (小学校管理費)	(4,503)
4 共済費	△1,855		
8 旅費	76		
19 扶助費	4,478	1 就学奨励事業	4,478
		(1) 要保護及び準要保護児童生徒援助事業	(4,478)
1 報酬	△3,883	1 教育職員人件費支給事業	7,845
2 給料	7,659	(1) 教育職員人件費 (中学校管理費)	(12,934)
3 職員手当等	2,681	(2) 会計年度任用職員人件費 (中学校管理費)	(△5,089)
4 共済費	1,499		
8 旅費	△111		
19 扶助費	2,044	1 就学奨励事業	2,044
		(1) 要保護及び準要保護児童生徒援助事業	(2,044)
1 報酬	△990	1 教育職員人件費支給事業	1,621
2 給料	2,809	(1) 教育職員人件費 (幼稚園費)	(△367)
3 職員手当等	△97	(2) 会計年度任用職員人件費 (幼稚園費)	(1,988)

(款) 11 教育費
(項) 4 幼稚園費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
5		社会教育費	574,105	10,627	584,732		10,627
	1	社会教育総務費	116,517	10,627	127,144		10,627
6		保健体育費	1,044,842	16,761	1,061,603		16,761
	1	保健体育総務費	103,911	20,456	124,367		20,456
	3	学校給食費	620,493	△3,695	616,798		△3,695

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 共済費	△19	
8 旅費	△82	
1 報酬	20	1 人件費支給事業 10,627
2 給料	3,274	(1) 一般職員人件費 (社会教育総務費) (10,932)
3 職員手当等	6,021	(2) 会計年度任用職員人件費 (社会教育総務費) (△305)
4 共済費	1,448	
8 旅費	△136	
1 報酬	1,278	1 人件費支給事業 20,456
2 給料	7,353	(1) 一般職員人件費 (保健体育総務費) (18,702)
3 職員手当等	8,675	(2) 会計年度任用職員人件費 (保健体育総務費) (1,754)
4 共済費	2,979	
8 旅費	171	
1 報酬	△990	1 教育職員人件費支給事業 △3,695
2 給料	1,178	(1) 教育職員人件費 (学校給食費) (845)
3 職員手当等	△1,366	(2) 会計年度任用職員人件費 (学校給食費) (△4,540)
4 共済費	△1,517	
8 旅費	△1,000	

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年 間 支 給 率 (月 分)	退 職 手 当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	4		38,928	66	17,519 (4.50)		56,513	9,972	66,485	
	議 員	24	131,118			43,267 (3.40)		174,385	40,824	215,209	
	その他の 特別 職	2,172	144,034					144,034	451	144,485	
	計	2,200	275,152	38,928	66	60,786		374,932	51,247	426,179	
補正前	長 等	4		38,928	66	17,129 (4.40)		56,123	9,875	65,998	
	議 員	24	131,118			43,267 (3.30)		174,385	40,824	215,209	
	その他の 特別 職	2,172	144,034					144,034	451	144,485	
	計	2,200	275,152	38,928	66	60,396		374,542	51,150	425,692	
比 較	長 等	0		0	0	390		390	97	487	
	議 員	0	0			0		0	0	0	
	その他の 特別 職	0	0					0	0	0	
	計	0	0	0	0	390		390	97	487	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(949) 1,012	1,484,684	3,871,220	2,571,294	7,927,198	1,512,745	9,439,943	
補 正 前	(945) 1,012	1,525,626	3,863,966	2,495,359	7,884,951	1,508,583	9,393,534	
比 較	(4) 0	△40,942	7,254	75,935	42,247	4,162	46,409	

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

職員手当 の内訳	区 分	地域手当 (千円)	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日給 (千円)
	補 正 後	2,305	114,205	64,116	53,323	1,653,765	359,091	67,000
	補 正 前	2,285	111,282	60,929	47,646	1,641,549	326,772	69,510
	比 較	20	2,923	3,187	5,677	12,216	32,319	△2,510
職員手当 の内訳	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	退職手当 (千円)		
	補 正 後	33,000	65,502	12,335	32,294	33,043		
	補 正 前	34,200	66,263	13,155	30,726	9,727		
	比 較	△1,200	△761	△820	1,568	23,316		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(58) 989		3,831,694	2,431,404	6,263,098	1,249,174	7,512,272	
補 正 前	(61) 994		3,824,281	2,346,035	6,170,316	1,233,432	7,403,748	
比 較	(△3) △5		7,413	85,369	92,782	15,742	108,524	

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

職員手当 の内訳	区 分	地域手当 (千円)	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日給 (千円)
	補 正 後	2,305	114,205	62,508	53,323	1,518,970	355,638	67,000
	補 正 前	2,285	111,282	59,429	47,646	1,497,036	323,471	69,510
	比 較	20	2,923	3,079	5,677	21,934	32,167	△2,510
職員手当 の内訳	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	退職手当 (千円)		
	補 正 後	33,000	65,502	12,335	32,260	33,043		
	補 正 前	34,200	66,263	13,155	30,716	9,727		
	比 較	△1,200	△761	△820	1,544	23,316		

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(891) 23	1,484,684	39,526	139,890	1,664,100	263,571	1,927,671	
補 正 前	(884) 18	1,525,626	39,685	149,324	1,714,635	275,151	1,989,786	
比 較	(7) 5	△40,942	△159	△9,434	△50,535	△11,580	△62,115	

()は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

職員手当 の内訳	区 分	通勤手当 (千円)	期末手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	1,608	134,795	3,453	34
	補 正 前	1,500	144,513	3,301	10
	比 較	108	△9,718	152	24

(2) 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	7,413	給与改定に伴う増減分	38,463		・令和5年度 給料の改定率 1.05% ・給与改定の実施時期 令和5年4月1日
		職員の異動等に伴う増減分	△31,050		
職員手当	85,369	給与改定に伴う増減分	31,464		
		職員の異動等に伴う増減分	53,905		

(3) 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区分	平均給料月額(円)	一般行政職	消防職	特定業務等従事 任期付職員	技能労務職
令和5年11月1日現在	平均給料月額(円)	314,936	293,679	216,200	288,369
	平均年齢(歳、月)	42.9	39.1	49.5	51.6
令和5年2月1日現在	平均給料月額(円)	318,367	301,166	215,200	291,138
	平均年齢(歳、月)	42.11	39.1	47.2	51.6

イ 初任給

区分	一般行政職 (円)	消防職 (円)	特定業務等従事 任期付職員 (円)	技能労務職 (円)	国の制度 一般行政職(円)
補正後	高校卒	176,100	187,300	216,200	173,700
	大学卒	202,400	213,200	216,200	—
補正前	高校卒	164,100	175,300	215,200	161,500
	大学卒	191,700	204,200	215,200	—

ウ 級別職員数

区分	級	一般行政職 (一般職給料表)		消防職 (一般職給料表)		特定業務等従事 任期付職員 (特定業務等従事 任期付職員給料表)		技能労務職 (技能労務職給料表)			
		職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)		
令和5年11月1日現在	1級	57	8.3	15	7.5	1級		1級	4	4.4	
	2級	(17) 132	(63.0) 19.2	(12) 39	(85.7) 19.5	2級	11	100.0	2級	(17) 6	(100.0) 6.7
	3級	178	25.9	78	39.0	3級			3級	15	16.7
	4級	(10) 139	(37.0) 20.2	(2) 31	(14.3) 15.5	4級			4級	23	25.5
	5級	91	13.2	20	10.0	5級			5級	42	46.7
	6級	62	9.0	13	6.5	6級					
	7級	15	2.2	3	1.5	7級					
	8級	14	2.0	1	0.5	8級					
	計	(27) 688	(100.0) 100.0	(14) 200	(100.0) 100.0	計	11	100.0	計	(17) 90	(100.0) 100.0
令和5年2月1日現在	1級	42	6.1	11	5.5	1級			1級	2	2.2
	2級	(11) 140	(57.9) 20.4	(5) 37	(83.3) 18.6	2級	14	100.0	2級	(16) 7	(100.0) 7.8
	3級	177	25.7	88	44.2	3級			3級	12	13.3
	4級	(8) 146	(42.1) 21.2	(1) 22	(16.7) 11.1	4級			4級	27	30.0
	5級	90	13.1	27	13.6	5級			5級	42	46.7
	6級	64	9.3	11	5.5	6級					
	7級	15	2.2	2	1.0	7級					
	8級	14	2.0	1	0.5	8級					
	計	(19) 688	(100.0) 100.0	(6) 199	(100.0) 100.0	計	14	100.0	計	(16) 90	(100.0) 100.0

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

エ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.15)	(1.20)	(2.35)	有	
	2.20	2.30	4.50		
補正前	(1.15)	(1.15)	(2.30)	有	
	2.20	2.20	4.40		
国の制度	(1.15)	(1.20)	(2.35)	有	
	2.20	2.30	4.50		

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は、支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの支出(見込み)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
いせ市議会だより印刷製本業務委託	4,533			自 R 5 至 R 6	4,533					4,533
広報いせ印刷製本業務委託	38,495			自 R 5 至 R 6	38,495			2,120		36,375
スマートフォン教室等運営業務委託	4,168			自 R 5 至 R 6	4,168					4,168
行政情報システム改修業務委託	1,852			自 R 5 至 R 6	1,852					1,852
いせ市民活動センター管理運営委託	17,500			自 R 5 至 R 6	17,500					17,500
コミュニティバスデマンド運行業務委託	11,939			自 R 5 至 R 6	11,939					11,939
コミュニティバス運行業務委託	126,613			自 R 5 至 R 6	126,613				864	125,749
成年後見サポートセンター運営業務委託	12,925			自 R 5 至 R 6	12,925	552				12,373
生活困窮者自立相談支援等業務委託	21,500			自 R 5 至 R 6	21,500	15,875		5,600		25
就労準備支援事業業務委託	14,960			自 R 5 至 R 6	14,960	9,972				4,988
家庭学習・生活支援事業業務委託	9,144			自 R 5 至 R 6	9,144	4,572		4,500		72
おでかけ支援事業	24,000			自 R 5 至 R 6	24,000			24,000		
保育所等紙おむつ収集運搬業務委託	8,019			自 R 5 至 R 6	8,019					8,019
健康・医療電話相談業務委託	12,650			自 R 5 至 R 6	12,650					12,650
一般廃棄物収集運搬業務委託(その2) (令和5年度債務負担行為)	321,166			自 R 5 至 R 6	321,166					321,166
町内一斉粗大ごみ収集運搬業務委託	37,106			自 R 5 至 R 6	37,106					37,106
都市農山村交流促進施設管理運営委託	15,510			自 R 5 至 R 10	15,510					15,510
中小企業サポート事業	28,550			自 R 5 至 R 6	28,550					28,550
賓日館管理運営委託	17,890			自 R 5 至 R 7	17,890					17,890
宮川堤公園観光客受入業務委託	6,189			自 R 5 至 R 6	6,189					6,189
観光地等混雑状況配信事業	2,853			自 R 5 至 R 6	2,853					2,853
伊勢への誘客促進事業	12,014			自 R 5 至 R 6	12,014					12,014
集大会・合宿誘致補助金	2,000			自 R 5 至 R 6	2,000					2,000
神社「海の駅」駅舎管理運営委託	11,274			自 R 5 至 R 8	11,274					11,274
防災気象情報提供業務委託	6,000			自 R 5 至 R 8	6,000					6,000
みなと小学校スクールバス運行業務委託	26,502			自 R 5 至 R 8	26,502					26,502
みなと小学校スクールタクシー運行業務委託	2,936			自 R 5 至 R 6	2,936					2,936
二見中学校スクールタクシー運行業務委託	1,146			自 R 5 至 R 6	1,146					1,146
生涯学習センター管理運営委託	454,025			自 R 5 至 R 10	454,025					454,025
観光文化会館管理運営委託	323,285			自 R 5 至 R 10	323,285					323,285
伊勢古市参宮街道資料館管理運営委託	22,190			自 R 5 至 R 10	22,190					22,190
伊勢河崎商人館管理運営委託	44,015			自 R 5 至 R 10	44,015					44,015
図書館管理運営委託	815,700			自 R 5 至 R 10	815,700					815,700
図書館電算管理システム更新業務委託	15,000			自 R 5 至 R 6	15,000					15,000

補正予算地方債の前々年度末及び前年度末における現在高
並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区	分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高 見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還 見込額	
1 普通債	補正前の額	34,989,133	37,245,999	3,006,700	3,436,941	36,815,758
	補正額			32,100		32,100
	計	34,989,133	37,245,999	3,038,800	3,436,941	36,847,858
(8) 土木債	補正前の額	9,796,789	10,014,949	2,094,700	1,067,940	11,041,709
	補正額			32,100		32,100
	計	9,796,789	10,014,949	2,126,800	1,067,940	11,073,809
4 臨時財政対策債	補正前の額	24,183,053	22,740,382	300,000	2,042,162	20,998,220
	補正額			△ 43,400		△ 43,400
	計	24,183,053	22,740,382	256,600	2,042,162	20,954,820
計	補正前の額	59,664,368	60,417,418	3,377,700	5,547,652	58,247,466
	補正額			△ 11,300		△ 11,300
	計	59,664,368	60,417,418	3,366,400	5,547,652	58,236,166

* 当該年度中起債見込額には、前年度繰越額を含む。

議案第102号

令和5年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

令和5年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、51,541千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12,723,106千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月4日 提出

伊勢市長 鈴木 健一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		1,230,301	300	1,230,601
	1 他会計繰入金	880,301	300	880,601
6 繰越金		1	51,241	51,242
	1 繰越金	1	51,241	51,242
歳入合計		12,671,565	51,541	12,723,106

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		166,047	2,041	168,088
	1 総務管理費	155,876	2,041	157,917
3 国民健康保険事業 費納付金		3,159,733	1,214	3,160,947
	1 医療給付費分	2,056,490	1,214	2,057,704
4 保健事業費		187,172	502	187,674
	1 特定健康診査等事 業費	164,473	502	164,975
6 諸支出金		6,915	47,784	54,699
	1 償還金及び還付加 算金	6,161	47,784	53,945
歳 出 合 計		12,671,565	51,541	12,723,106

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 繰入金	1,230,301	300	1,230,601
6 繰越金	1	51,241	51,242
歳入合計	12,671,565	51,541	12,723,106

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費	166,047	2,041	168,088
3 国民健康保険事業費納付金	3,159,733	1,214	3,160,947
4 保健事業費	187,172	502	187,674
6 諸支出金	6,915	47,784	54,699
歳 出 合 計	12,671,565	51,541	12,723,106

(単位：千円)

補正の財源				内訳
特定財源				一般財源
国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
				2,041
				1,214
				502
				47,784
				51,541

2 歳 入

(款) 5 繰入金
(項) 1 他会計繰入金

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
5		繰入金	1,230,301	300	1,230,601
	1	他会計繰入金	880,301	300	880,601
		1	一般会計繰入金	880,301	300
6		繰越金	1	51,241	51,242
	1	繰越金	1	51,241	51,242
		1	繰越金	1	51,241

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
7 産前産後保険料繰入金	300	1 産前産後保険料繰入金
1 前年度繰越金	51,241	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
1	1	総務費	166,047	2,041	168,088		2,041
		総務管理費	155,876	2,041	157,917		2,041
		1 一般管理費	136,444	2,041	138,485		2,041
3	1	国民健康保険事業費納付金	3,159,733	1,214	3,160,947		1,214
		1 医療給付費分	2,056,490	1,214	2,057,704		1,214
		1 一般被保険者医療給付費分	2,056,489	1,214	2,057,703		1,214
4	1	保健事業費	187,172	502	187,674		502
		1 特定健康診査等事業費	164,473	502	164,975		502
		1 特定健康診査等事業費	164,473	502	164,975		502
6	1	諸支出金	6,915	47,784	54,699		47,784
		償還金及び還付加算金	6,161	47,784	53,945		47,784
		1 一般被保険者保険料還付金	6,100	1,000	7,100		1,000
		4 償還金	1	46,784	46,785		46,784

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
2 給料	△719	1 人件費支給事業	2,041
3 職員手当等	2,076	(1) 一般職員人件費 (一般管理費)	(4,757)
4 共済費	632	(2) 会計年度任用職員人件費 (一般管理費)	(△2,716)
8 旅費	52		
18 負担金、補助及び交付金	1,214	1 一般被保険者医療給付費分	1,214
		(1) 一般被保険者医療給付費分	(1,214)
2 給料	△95	1 特定保健指導事業費	502
3 職員手当等	407	(1) 特定保健指導事業費	(502)
4 共済費	190		
22 償還金、利子及び割引料	1,000	1 一般被保険者保険料還付金	1,000
		(1) 一般被保険者保険料還付金	(1,000)
22 償還金、利子及び割引料	46,784	1 償還金	46,784
		(1) 償還金	(46,784)

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	14	22,507	50,461	31,386	104,354	20,160	124,514	
補 正 前	15	22,507	51,275	29,628	103,410	19,338	122,748	
比 較	(0) △1	0	△814	1,758	944	822	1,766	

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	期 末 及 び 勤 勉 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後		809	588	22,245	6,476
補 正 前		198	653	21,668	5,834	15
比 較		611	△65	577	642	△7

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(0) 14		50,461	29,079	79,540	16,644	96,184	
補 正 前	(0) 14		49,305	26,913	76,218	15,432	91,650	
比 較	(0) 0		1,156	2,166	3,322	1,212	4,534	

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	期 末 及 び 勤 勉 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後		809	588	19,938	6,476
補 正 前		198	597	19,139	5,704	15
比 較		611	△9	799	772	△7

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(17) 0	22,507	0	2,307	24,814	3,516	28,330	
補 正 前	(17) 1	22,507	1,970	2,715	27,192	3,906	31,098	
比 較	(0) △1	0	△1,970	△408	△2,378	△390	△2,768	

()は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	通 勤 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後		0	2,307
補 正 前		56	2,529	130
比 較		△56	△222	△130

(2) 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	1,156	給与改定に伴う増減分	611	・令和5年度 給料の改定率 1.25% ・給与改定の実施時期 令和5年4月1日
		職員の異動等に伴う増減分	545	
職 員 手 当	2,166	給与改定に伴う増減分	458	
		職員の異動等に伴う増減分	1,708	

(3) 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一般行政職
令和5年11月1日現在	平均給料月額(円)	300,671
	平均年齢(歳、月)	39.9
令和5年2月1日現在	平均給料月額(円)	292,407
	平均年齢(歳、月)	37.10

イ 初任給

区 分		一般行政職 (円)	国の制度 一般行政職(円)
補正後	高校卒	176,100	166,600
	大学卒	202,400	196,200
補正前	高校卒	164,100	154,600
	大学卒	191,700	185,200

ウ 級別職員数

区分	級	一般行政職 (一般職給料表)	
		職員数(人)	構成比(%)
令和5年11月1日現在	1級		
	2級	4	28.6
	3級	6	42.9
	4級	2	14.3
	5級	1	7.1
	6級	1	7.1
	7級		
	8級		
	計	14	100.0
区分	級	一般行政職 (一般職給料表)	
		職員数(人)	構成比(%)
令和5年2月1日現在	1級	1	7.1
	2級	5	35.8
	3級	4	28.6
	4級	2	14.3
	5級	1	7.1
	6級	1	7.1
	7級		
	8級		
	計	14	100.0

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本年度	(1.15)	(1.20)	(2.35)	有	
	2.20	2.30	4.50		
前年度	(1.15)	(1.15)	(2.30)	有	
	2.20	2.20	4.40		
国の制度	(1.15)	(1.20)	(2.35)	有	
	2.20	2.30	4.50		

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

議案第103号

令和5年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和5年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、14,021千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3,482,473千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月4日 提出

伊勢市長 鈴木 健一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		2,088,424	△14,021	2,074,403
	1 一般会計繰入金	2,088,424	△14,021	2,074,403
歳入合計		3,496,494	△14,021	3,482,473

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	2,088,424	△14,021	2,074,403
歳入合計	3,496,494	△14,021	3,482,473

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	79,673	△14,021	65,652
歳出合計	3,496,494	△14,021	3,482,473

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
				△14,021
				△14,021

2 歳 入

(款) 2 繰入金
(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
2		繰入金	2,088,424	△14,021	2,074,403
	1	一般会計繰入金	2,088,424	△14,021	2,074,403
		1 一般会計繰入金	2,088,424	△14,021	2,074,403

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 一般会計繰入金	△14,021	1 市事務費繰入金 2 保健・介護予防一体の実施事業繰入金	△10,193 △3,828

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
1		総務費	79,673	△14,021	65,652		△14,021
	1	総務管理費	74,698	△14,021	60,677		△14,021
		1	一般管理費	74,698	△14,021	60,677	

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	△845	1 人件費支給事業	△10,193
		(1) 一般職員人件費 (一般管理費)	(△9,770)
2 給料	△8,659	(2) 会計年度任用職員人件費 (一般管理費)	(△423)
3 職員手当等	△2,300	2 保健・介護予防一体の実施事業	△3,828
4 共済費	△2,287	(1) 保健・介護予防一体の実施事業	(△3,828)
8 旅費	70		

給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(4) 7	6,347	22,703	13,603	42,653	8,713	51,366	
補正前	(3) 9	7,192	31,362	15,903	54,457	11,000	65,457	
比較	(1) △2	△845	△8,659	△2,300	△11,804	△2,287	△14,091	

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後		660	186	8,775	3,963	0
補正前		558	581	12,193	2,067	480	10
比較		102	△395	△3,418	1,896	△480	△5

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(0) 6		20,665	12,816	33,481	7,132	40,613	
補正前	(0) 7		27,355	14,167	41,522	8,861	50,383	
比較	(0) △1		△6,690	△1,351	△8,041	△1,729	△9,770	

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後		660	156	8,231	3,750	0
補正前		558	361	10,994	1,750	480	10
比較		102	△205	△2,763	2,000	△480	△5

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(4) 1	6,347	2,038	787	9,172	1,581	10,753	
補正前	(3) 2	7,192	4,007	1,736	12,935	2,139	15,074	
比較	(1) △1	△845	△1,969	△949	△3,763	△558	△4,321	

()は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

職員手当の内訳	区分	通勤手当 (千円)	期末手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補正後		30	544
補正前		220	1,199	317
比較		△190	△655	△104

(2) 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	△6,690	給与改定に伴う増減分	137	・令和5年度 給料の改定率 0.87% ・給与改定の実施時期 令和5年4月1日
		職員の異動等に伴う増減分	△6,827	
職員手当	△1,351	給与改定に伴う増減分	157	
		職員の異動等に伴う増減分	△1,508	

(3) 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一般行政職
令和5年11月1日現在	平均給料月額(円)	321,300
	平均年齢(歳、月)	44.0
令和5年2月1日現在	平均給料月額(円)	324,714
	平均年齢(歳、月)	44.6

イ 初任給

区 分		一般行政職 (円)	国の制度 一般行政職(円)
補正後	高校卒	176,100	166,600
	大学卒	202,400	196,200
補正前	高校卒	164,100	154,600
	大学卒	191,700	185,200

ウ 級別職員数

区分	級	一般行政職 (一般職給料表)	
		職員数(人)	構成比(%)
令和5年11月1日現在	1級		
	2級		
	3級	4	66.6
	4級	1	16.7
	5級	1	16.7
	6級		
	7級		
	8級		
	計	6	100.0
区分	級	一般行政職 (一般職給料表)	
		職員数(人)	構成比(%)
令和5年2月1日現在	1級		
	2級		
	3級	5	71.4
	4級	1	14.3
	5級		
	6級	1	14.3
	7級		
	8級		
	計	7	100.0

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.15)	(1.20)	(2.35)	有	
	2.20	2.30	4.50		
補正前	(1.15)	(1.15)	(2.30)	有	
	2.20	2.20	4.40		
国の制度	(1.15)	(1.20)	(2.35)	有	
	2.20	2.30	4.50		

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

議案第104号

令和5年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、15,529千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、15,197,036千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月4日 提出

伊勢市長 鈴木 健一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		2,757,388	△15,529	2,741,859
	1 一般会計繰入金	2,330,541	△15,529	2,315,012
歳入合計		15,212,565	△15,529	15,197,036

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	2,757,388	△15,529	2,741,859
歳入合計	15,212,565	△15,529	15,197,036

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	296,870	△15,529	281,341
歳出合計	15,212,565	△15,529	15,197,036

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
				△15,529
				△15,529

2 歳 入

(款) 6 繰入金
(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
6		繰入金	2,757,388	△15,529	2,741,859
	1	一般会計繰入金	2,330,541	△15,529	2,315,012
		2 その他一般会計繰入金	295,321	△15,529	279,792

(介護保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 職員給与費等繰入金	△15,529	1 職員給与費等繰入金

3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
1		総務費	296,870	△15,529	281,341		△15,529
	1	総務管理費	221,474	△15,529	205,945		△15,529
		1 一般管理費	217,804	△15,529	202,275		△15,529

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	△1,906	1 人件費支給事業	△15,529
2 給料	△9,611	(1) 一般職員人件費 (一般管理費)	(△10,444)
3 職員手当等	△2,006	(2) 会計年度任用職員人件費 (一般管理費)	(△5,085)
4 共済費	△2,006		

給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(37) 14	66,167	49,576	36,798	152,541	27,691	180,232	
補正前	(37) 17	68,073	59,187	38,914	166,174	29,697	195,871	
比較	(0) △3	△1,906	△9,611	△2,116	△13,633	△2,006	△15,639	

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後		1,374	731	1,290	27,514	5,230
補正前		918	1,007	972	30,519	4,833	15
比較		456	△276	318	△3,005	397	△6

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(0) 14		49,576	29,247	78,823	16,089	94,912	
補正前	(0) 16		57,149	30,828	87,977	17,489	105,466	
比較	(0) △2		△7,573	△1,581	△9,154	△1,400	△10,554	

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後		1,374	731	1,290	19,963	5,230
補正前		918	949	972	22,524	4,800	15
比較		456	△218	318	△2,561	430	△6

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(37) 0	66,167	0	7,551	73,718	11,602	85,320	
補正前	(37) 1	68,073	2,038	8,086	78,197	12,208	90,405	
比較	(0) △1	△1,906	△2,038	△535	△4,479	△606	△5,085	

()は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

職員手当の内訳	区分	通勤手当 (千円)	期末手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補正後		0	7,551
補正前		58	7,995	33
比較		△58	△444	△33

(2) 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	△7,573	給与改定に伴う増減分	746	・令和5年度 給料の改定率 1.56% ・給与改定の実施時期 令和5年4月1日
		職員の異動等に伴う増減分	△8,319	
職員手当	△1,581	給与改定に伴う増減分	508	
		職員の異動等に伴う増減分	△2,089	

(3) 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一般行政職
令和5年11月1日現在	平均給料月額(円)	295,357
	平均年齢(歳、月)	38.4
令和5年2月1日現在	平均給料月額(円)	300,735
	平均年齢(歳、月)	39.4

イ 初任給

区 分		一般行政職 (円)	国の制度 一般行政職(円)
補正後	高校卒	176,100	166,600
	大学卒	202,400	196,200
補正前	高校卒	164,100	154,600
	大学卒	191,700	185,200

ウ 級別職員数

区分	級	一般行政職 (一般職給料表)	
		職員数(人)	構成比(%)
令和5年11月1日現在	1級	2	14.3
	2級	5	35.8
	3級	1	7.1
	4級	4	28.6
	5級	1	7.1
	6級	1	7.1
	7級		
	8級		
	計	14	100.0
区分	級	一般行政職 (一般職給料表)	
		職員数(人)	構成比(%)
令和5年2月1日現在	1級	2	11.7
	2級	6	35.3
	3級	1	5.9
	4級	6	35.3
	5級	1	5.9
	6級	1	5.9
	7級		
	8級		
	計	17	100.0

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.15)	(1.20)	(2.35)	有	
	2.20	2.30	4.50		
補正前	(1.15)	(1.15)	(2.30)	有	
	2.20	2.20	4.40		
国の制度	(1.15)	(1.20)	(2.35)	有	
	2.20	2.30	4.50		

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

議案第105号

令和5年度 伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第1号）

令和5年度 伊勢市の観光交通対策特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、516千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、500,343千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年12月4日 提出

伊勢市長 鈴木 健一

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 観光交通対策事業 費		499,826	516	500,342
	1 管理費	499,826	516	500,342
歳 出	合 計	499,827	516	500,343

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額(千円)
ゴールデンウィーク交通対策シャトル バス運行等業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	34,540
ゴールデンウィーク交通規制セーフティ コーン等設置撤去業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	2,909

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰越金	10	516	526
歳入合計	499,827	516	500,343

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 観光交通対策事業費	499,826	516	500,342
歳 出 合 計	499,827	516	500,343

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
				516
				516

2 歳 入

(款) 3 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
3		繰越金	10	516	526
	1	繰越金	10	516	526
		1 繰越金	10	516	526

(観光交通対策特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 前年度繰越金	516	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 1 観光交通対策事業費
(項) 1 管理費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
1		観光交通対策事業費	499,826	516	500,342		516
	1	管理費	499,826	516	500,342		516
		1 管理費	499,826	516	500,342		516

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給料	△177	1 人件費支給事業	516
3 職員手当等	669	(1) 一般職員人件費 (管理費)	(516)
4 共済費	24		

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1) 3	2,035	10,889	7,673	20,597	4,122	24,719	
補 正 前	(1) 3	2,035	11,066	7,424	20,525	4,098	24,623	
比 較	(0) 0	0	△177	249	72	24	96	

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後		570	157	297	4,849
補 正 前		558	136	324	4,756	1,650
比 較		12	21	△27	93	150

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(0) 3		10,889	7,461	18,350	3,821	22,171	
補 正 前	(0) 3		11,066	7,212	18,278	3,797	22,075	
比 較	(0) 0		△177	249	72	24	96	

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後		570	157	297	4,637
補 正 前		558	136	324	4,544	1,650
比 較		12	21	△27	93	150

(2) 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	△177	給与改定に伴う増減分	129	・令和5年度 給料の改定率 1.30% ・給与改定の実施時期 令和5年4月1日
		職員の異動等に伴う増減分	△306	
職 員 手 当	249	給与改定に伴う増減分	106	
		職員の異動等に伴う増減分	143	

(3) 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一 般 行 政 職
令和5年11月1日現在	平均給料月額(円)	307,333
	平均年齢(歳、月)	38.10
令和5年2月1日現在	平均給料月額(円)	306,033
	平均年齢(歳、月)	39.4

イ 初任給

区 分		一 般 行 政 職 (円)	国 の 制 度 一 般 行 政 職 (円)
補 正 後	高 校 卒	176,100	166,600
	大 学 卒	202,400	196,200
補 正 前	高 校 卒	164,100	154,600
	大 学 卒	191,700	185,200

ウ 級別職員数

区分	級	一般行政職 (一般職給料表)	
		職員数(人)	構成比(%)
令和5年11月1日現在	1級		
	2級	1	33.3
	3級		
	4級	1	33.3
	5級	1	33.3
	6級		
	7級		
	8級		
	計	3	100.0

区分	級	一般行政職 (一般職給料表)	
		職員数(人)	構成比(%)
令和5年2月1日現在	1級		
	2級	1	33.3
	3級		
	4級	1	33.3
	5級	1	33.3
	6級		
	7級		
	8級		
	計	3	100.0

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	(1.15)	(1.20)	(2.35)	有	
	2.20	2.30	4.50		
補正前	(1.15)	(1.15)	(2.30)	有	
	2.20	2.20	4.40		
国の制度	(1.15)	(1.20)	(2.35)	有	
	2.20	2.30	4.50		

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は、
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込み）額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
ゴールデンウィーク交通対策 シャトルバス運行等業務委託	34,540			自 R 5 至 R 6	34,540			34,540	
ゴールデンウィーク交通 規制セーフティコーン等 設置撤去業務委託	2,909			自 R 5 至 R 6	2,909			2,909	

議案第106号

令和5年度伊勢市病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。（単位：千円）

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業費用	8,771,912	48,275	8,820,187
第1項	医療費用	8,379,768	47,817	8,427,585
第2項	健診費用	228,068	458	228,526

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。（単位：千円）

項	目	既決予定額	補正予定額	計
(1)	職員給与費	4,507,865	48,275	4,556,140

令和5年12月4日 提出

伊勢市長 鈴木健一

令和 5 年度伊勢市病院事業会計補正予算（第 1 号）実施計画

収益の収入及び支出

(単位：千円)

支			出			
款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	備 考
1. 病院事業 費 用			8,771,912	48,275	8,820,187	
	1. 医業費用		8,379,768	47,817	8,427,585	
		1. 給 与 費	4,375,570	47,817	4,423,387	給 料 16,894 手 当 等 20,338 法定福利費 3,439 退職給付費 7,146
	2. 健診費用		228,068	458	228,526	
		1. 給 与 費	151,455	458	151,913	給 料 140 手 当 等 268 法定福利費 50

令和5年度 伊勢市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	△436,724
減価償却費	1,008,696
長期貸付金免除額	34,770
退職給付引当金の増加額	140,893
賞与引当金の増加額	15,141
法定福利費引当金の増加額	3,698
貸倒引当金の増加額	62
長期前受金戻入額	△455,205
支払利息	60,760
固定資産除却費	3,000
未収金の減少額	571,391
未払金の減少額	△73,376
たな卸資産の増加額	△22,126
その他流動負債の減少額	△1,690
小計	849,290
利息の支払額	△60,760
業務活動によるキャッシュ・フロー	788,530

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△136,364
長期貸付金による支出	△37,080
長期貸付金の返還による収入	3,954
基金繰入金による収入	37,080
基金積立金による減少額	△6,954
一般会計からの繰入金による収入	474,224
寄附金による収入	3,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	337,860

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入による収入	1,000,000
一時借入の償還による支出	△1,000,000
建設改良企業債による収入	100,000
建設改良企業債の償還による支出	△951,358
財務活動によるキャッシュ・フロー	△851,358

資金増加額 275,032

資金期首残高 1,247,043

資金期末残高 1,522,075

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				法定福利費 (千円)	災害補償費 (千円)	合計 (千円)
	特別職	一 般 職	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	1	(172) 439	553,921	1,632,137	1,746,323	3,932,381	622,759	1,000	4,556,140
補 正 前	1	(172) 439	553,921	1,615,103	1,718,571	3,887,595	619,270	1,000	4,507,865
比 較	0	(0) 0	0	17,034	27,752	44,786	3,489	0	48,275

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

手当の内訳	区 分	地域手当 (千円)	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	期 末 及 び 勤 勉 手 当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	52,846	38,169	24,744	29,582	690,801	194,441
	補 正 前	52,453	38,169	24,744	29,582	671,872	193,379
	比 較	393	0	0	0	18,929	1,062
内 訳	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管 理 職 員 特別勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	退職給付費 (千円)
	補 正 後	34,921	18,231	2,397	25,188	436,420	198,583
	補 正 前	34,699	18,231	2,397	25,188	436,420	191,437
	比 較	222	0	0	0	0	7,146

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費			法定福利費 (千円)	災害補償費 (千円)	合計 (千円)
	特別職	一 般 職	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	1	(7) 429	1,605,482	1,706,507	3,311,989	573,169	1,000	3,886,158
補 正 前	1	(7) 429	1,588,448	1,678,755	3,267,203	569,680	1,000	3,837,883
比 較	0	(0) 0	17,034	27,752	44,786	3,489	0	48,275

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

手当の内訳	区 分	地域手当 (千円)	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	期 末 及 び 勤 勉 手 当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	52,846	38,169	23,839	29,582	663,900	193,480
	補 正 前	52,453	38,169	23,839	29,582	644,971	192,418
	比 較	393	0	0	0	18,929	1,062
内 訳	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管 理 職 員 特別勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	退職給付費 (千円)
	補 正 後	33,527	18,231	2,397	25,188	432,527	192,821
	補 正 前	33,305	18,231	2,397	25,188	432,527	185,675
	比 較	222	0	0	0	0	7,146

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数（人）		給 与 費				法定福利費 （千円）	合計 （千円）
	特別職	一般職	報 酬 （千円）	給 料 （千円）	手 当 （千円）	計 （千円）		
補 正 後	0	(165) 10	553,921	26,655	39,816	620,392	49,590	669,982
補 正 前	0	(165) 10	553,921	26,655	39,816	620,392	49,590	669,982
比 較	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0

（ ）は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

手当の 内 訳	区 分	通勤手当 （千円）	期末手当 （千円）	時間外勤務手当 （千円）	夜間勤務手当 （千円）	特殊勤務手当 （千円）	退職給付費 （千円）
	補 正 後	905	26,901	961	1,394	3,893	5,762
	補 正 前	905	26,901	961	1,394	3,893	5,762
	比 較	0	0	0	0	0	0

2 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 （千円）	増 減 事 由 別 内 訳 （千円）		説 明	備 考
給料	17,034	給与改定に伴う増加分	17,034		・令和5年度 給料の改定率 1.1% ・給与改定の実施時期 令和5年4月1日
手当	27,752	給与改定に伴う増加分	27,752		

3 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		医師	医療技術員	看護師	准看護師	事務員	労務員
令和5年 11月1日 現 在	平均給料月額（円）	468,454	300,933	290,479	265,932	313,205	200,413
	平均年齢（歳、月）	43.0	39.2	39.8	60.10	44.3	54.1
令和5年 2月1日 現 在	平均給料月額（円）	472,209	300,399	288,810	265,014	310,788	236,519
	平均年齢（歳、月）	43.9	39.2	39.5	60.1	42.7	53.4

イ 初任給

区 分		医 師	医 療 技 術 員	看 護 師	准 看 護 師	事 務 員	労 務 員
市 の 制 度	高 校 卒（円）				養成所卒181,800	176,100	173,700
	短 大 卒（円）		2卒 196,200 3卒 208,000	2卒 202,400 3卒 208,000			
	大 学 卒（円）	博士修了345,000 6卒 317,200	4卒 214,400 6卒 235,500	214,400		202,400	
国 の 制 度	高 校 卒（円）				養成所卒183,500	166,600	164,000
	短 大 卒（円）		2卒 182,700 3卒 193,500	2卒 211,000 3卒 218,800			
	大 学 卒（円）	博士修了345,000 6卒 264,700	4卒 202,800 6卒 222,700	225,800		総合職208,000 一般職196,200	

ウ 級別職員数

区 分	級	医 師		医 療 技 術 員		看 護 師		准 看 護 師		事 務 員		労 務 員	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年 11月1日 現 在	1級	15	27.7			6	2.5						
	2級	7	13.0	35	37.6	(2) 102	(100.0) 43.2	(2) 1	(100.0) 25.0	(1) 5	(50.0) 20.0	(1) 3	(100.0) 100.0
	3級	5	9.3	33	35.5	84	35.4	3	75.0	6	24.0		
	4級	21	38.9	17	18.3	27	11.4			(1) 9	(50.0) 36.0		
	5級	6	11.1	3	3.2	14	5.9						
	6級			3	3.2	2	0.8			4	16.0		
	7級			2	2.2	1	0.4						
	8級					1	0.4			1	4.0		
	9級												
	計		54	100.0	93	100.0	(2) 237	(100.0) 100.0	(2) 4	(100.0) 100.0	(2) 25	(100.0) 100.0	(1) 3
令和5年 2月1日 現 在	1級	15	26.8			4	1.6						
	2級	6	10.7	32	35.6	(2) 108	(100.0) 44.1	(2) 1	(100.0) 25.0	(1) 7	(100.0) 25.9	(1) 2	(100.0) 66.7
	3級	6	10.7	36	40.0	91	37.2	3	75.0	6	22.2		
	4級	21	37.5	13	14.4	25	10.2			8	29.6		
	5級	8	14.3	5	5.6	13	5.3					1	33.3
	6級			2	2.2	3	1.2			5	18.6		
	7級			2	2.2								
	8級					1	0.4			1	3.7		
	9級												
	計		56	100.0	90	100.0	(2) 245	(100.0) 100.0	(2) 4	(100.0) 100.0	(1) 27	(100.0) 100.0	(1) 3

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

(級別の基準となる職務)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
医 療 職	医 員	医 長	診療各科の部長 診療各科の 副部長	診療各科の部長 診療各科の 副部長	院 長 副 院 長 医 療 部 長 救急センター長 健診センター長 医療技術部長 薬 剤 部 長			
一 般 職	職 員	職 員	主 事 員	係 長 主任看護師	副 薬 局 長 室 長 補 佐 課 長 補 佐 看 護 師 長	薬 局 長 室 長 課 長 看 護 副 部 長	次 参 事	部 長
技 能 労 務 職	技能労務職員	技能労務職員	技能労務職員	副 主 任	係 主 任			

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職務上の段階、職務の 級等による加算措置
	6月 (月分)	12月 (月分)		
補 正 後	(1.15) 2.2	(1.2) 2.3	(2.35) 4.5	有
補 正 前	(1.15) 2.2	(1.15) 2.2	(2.3) 4.4	有
一般会計の制度	(1.15) 2.2	(1.2) 2.3	(2.35) 4.5	有

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

令和5年度 伊勢市病院事業予定貸借対照表
(令和6年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ. 土地 1,572,579

ロ. 建物 12,588,712

減価償却累計額 △ 1,798,591 10,790,121

ハ. 構築物 1,530,515

減価償却累計額 △ 264,777 1,265,738

ニ. 器械備品 5,470,126

減価償却累計額 △ 4,111,599 1,358,527

ホ. 車両 8,810

減価償却累計額 △ 7,032 1,778

有形固定資産合計 14,988,743

(2) 無形固定資産

イ. 電話加入権 3,563

無形固定資産合計 3,563

(3) 投資その他の資産

イ. 長期貸付金 318,491

ロ. 基金 166,730

投資その他の資産合計 485,221

固定資産合計 15,477,527

2. 流動資産

(1) 現金預金 1,522,075

(2) 未収金 1,013,025

貸倒引当金 △ 96,226 916,799

(3) 貯蔵品 95,597

流動資産合計 2,534,471

資産合計 18,011,998

負 債 の 部

3. 固定負債			
(1) 企業債			
イ. 建設改良等企業債	9,480,294		
企業債合計	9,480,294		9,480,294
(2) 引当金			
イ. 退職給付引当金	1,934,873		
引当金合計	1,934,873		1,934,873
固定負債合計			11,415,167
4. 流動負債			
(1) 企業債			
イ. 建設改良等企業債	983,809		
企業債合計	983,809		983,809
(2) 未払金			571,625
(3) 引当金			
イ. 賞与引当金	221,587		
ロ. 法定福利費引当金	43,576		
引当金合計	265,163		265,163
(4) その他流動負債			1,000
流動負債合計			1,821,597
5. 繰延収益			
長期前受金		4,230,949	
収益化累計額		△ 2,763,813	
繰延収益合計			1,467,136
負債合計			14,703,900

資 本 の 部

6. 資本金		4,254,000
7. 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ. 受贈財産評価額	141,808	
ロ. 他会計補助金	89,846	
ハ. 工事負担金	53,395	
ニ. 寄附金	72,891	
ホ. 他会計負担金	668,122	
資本剰余金合計	1,026,062	1,026,062
(2) 欠損金		
イ. 当年度未処理欠損金	1,971,964	
欠損金合計	1,971,964	1,971,964
剰余金合計		△ 945,902
資本合計		3,308,098
負債資本合計		18,011,998

注記

I 重要な会計方針

- 1 たな卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品 先入先出法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- ・減価償却の方法 定額法
- ・主な耐用年数
 - 建物 8年～47年
 - 構築物 15年～50年
 - 器械備品 3年～15年
 - 車両 6年

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している（なお、他会計が負担すると見込まれる金額82,531,111円を除く）。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込み額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

4 消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II 予定キャッシュフロー計算書に関する注記

当事業年度において重要な非資金取引は予定していない。

III 予定貸借対照表等関連

企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は4,185,641千円である。

IV その他

1 退職給付引当金の取崩し

当事業年度において、退職手当として 57,691千円を支給するために、退職給付引当金 57,691千円を使用する。

2 賞与引当金及び法定福利費引当金の取崩し

当事業年度において、職員の期末・勤勉手当として 675,660千円を支給するために、賞与引当金 206,446千円を使用し、これに伴う法定福利費として 116,790千円を支出するために、法定福利費引当金 39,878千円を使用する。

議案第107号

令和5年度 伊勢市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和5年度伊勢市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和5年度伊勢市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(4) 主要な建設改良事業の概要			
イ 送配水管・施設新設及び更新事業	927,752千円	5,526千円	933,278千円
ウ 老朽管更新事業	631,921千円	220千円	632,141千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

支		出		計
款 項	既決予定額	補正予定額		
第1款 水道事業費用	2,584,807	△9,784		2,575,023
第1項 営業費用	2,454,126	△9,784		2,444,342

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。なお、同条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,199,649千円」を「1,205,395千円」に改める。

(単位 千円)

支		出		計
款 項	既決予定額	補正予定額		
第1款 資本的支出	2,092,125	5,746		2,097,871
第1項 建設改良費	1,691,330	5,746		1,697,076

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	265,431	△3,893	261,538

令和5年12月4日 提 出

伊勢市長 鈴木 健 一

令和5年度伊勢市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益の収入及び支出

(単位 千円)

款 項 目	支		出		備 考
	既決予定額	補正予定額	計		
1 水道事業費用	2,584,807	△9,784	2,575,023		
1 営業費用	2,454,126	△9,784	2,444,342		
1 原水費	911,996	100	912,096	職員給与費 200 児童手当 △100	
2 配水及び給水費	387,874	△9,304	378,570	職員給与費 △9,069 児童手当 △235	
3 受託工事費	10,454	280	10,734	職員給与費	
4 総係費	207,037	△860	206,177	職員給与費 △900 児童手当 40	

資本の収入及び支出

(単位 千円)

款 項 目	支		出		備 考
	既決予定額	補正予定額	計		
1 資本の支出	2,092,125	5,746	2,097,871		
1 建設改良費	1,691,330	5,746	1,697,076		
2 配水及び給水施設費	927,752	5,526	933,278	職員給与費 5,376 児童手当 150	
3 老朽管更新事業費	631,921	220	632,141	職員給与費	

令和5年度 伊勢市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	110,281
	減価償却費	872,416
	退職給付引当金の増加額	11,742
	賞与引当金の減少額	△ 1,248
	法定福利費引当金の減少額	△ 237
	貸倒引当金の増加額	965
	特別修繕引当金の増加額	15,524
	長期前受金戻入額	△ 253,574
	受取利息	△ 1,626
	支払利息	66,905
	固定資産除却損	56,929
	未収金の減少額	13,818
	未払金の減少額	△ 10,003
	たな卸資産の増加額	△ 14,793
	預り金の減少額	△ 5,109
	小計	861,990
	利息の受取額	1,626
	利息の支払額	△ 66,905
	業務活動によるキャッシュ・フロー	796,711
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 1,822,333
	県補助金による収入	48,137
	一般会計からの繰入金による収入	45,076
	工事負担金による収入	159,599
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,569,521
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良企業債による収入	749,500
	建設改良企業債の償還による支出	△ 400,795
	一般会計からの出資による収入	119,000
	財務活動によるキャッシュ・フロー	467,705
	資金減少額	△ 305,105
	資金期首残高	2,589,064
	資金期末残高	2,283,959

給 与 費 明 細 書

1 総括

区 分	職員数	給 与 費			法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	一般職(人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(8) 32	132,095	88,282	220,377	41,161	261,538
補正前	(7) 34	134,455	89,642	224,097	41,334	265,431
比較	(1) △2	△2,360	△1,360	△3,720	△173	△3,893

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

手当の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	期 末 及 び 勤 勉 手 当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補正後	4,696	3,083	816	48,589	13,539
	補正前	4,521	3,325	975	50,321	11,298
	比較	175	△242	△159	△1,732	2,241
	区 分	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	退職給付費 (千円)		
	補正後	2,052	1,332	14,057		
	補正前	1,812	1,266	16,006		
	比較	240	66	△1,949		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費			法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	一般職(人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(5) 32	126,771	87,282	214,053	40,061	254,114
補正前	(4) 34	128,782	88,654	217,436	40,167	257,603
比較	(1) △2	△2,011	△1,372	△3,383	△106	△3,489

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

手当の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	期 末 及 び 勤 勉 手 当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補正後	4,696	2,817	816	47,935	13,459
	補正前	4,521	3,059	975	49,679	11,218
	比較	175	△242	△159	△1,744	2,241
	区 分	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	退職給付費 (千円)		
	補正後	2,052	1,332	14,057		
	補正前	1,812	1,266	16,006		
	比較	240	66	△1,949		

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費			法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	一般職(人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(3) 0	5,324	1,000	6,324	1,100	7,424
補正前	(3) 0	5,673	988	6,661	1,167	7,828
比較	(0) 0	△349	12	△337	△67	△404

()は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)
	補正後	654
	補正前	642
	比較	12

2 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△2,011	給与改定に伴う増減分	1,634		・令和5年度 給料の改定率 1.38% ・給与改定の実施時期 令和5年4月1日
		職員の異動等に伴う増減分	△3,645		
手 当	△1,372	給与改定に伴う増減分	1,154		
		職員の異動等に伴う増減分	△2,526		

3 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の状況

(1) 職員1人当たり給料

区 分		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
令和5年11月1日現在	平均給料月額 (円)	319,774	245,822
	平均年齢 (歳、月)	45.1	42.9
令和5年2月1日現在	平均給料月額 (円)	312,787	256,265
	平均年齢 (歳、月)	44.10	44.8

(2) 初任給

区分		一般行政職(円)	技能労務職(円)	一般会計の制度	
				一般行政職(円)	技能労務職(円)
補正後	高校卒	176,100	173,700	176,100	173,700
	大学卒	202,400	—	202,400	—
補正前	高校卒	164,100	161,500	164,100	161,500
	大学卒	191,700	—	191,700	—

(3) 級別職員数

区 分	級	一般行政職 (一般職給料表)		級	技能労務職 (技能労務職給料表)	
		職員数(人)	構成比(%)		職員数(人)	構成比(%)
令和5年11月1日現在	1 級			1 級	1	6.2
	2 級	(1) 4	(100.0) 25.0	2 級	(4) 6	(100.0) 37.5
	3 級	3	18.8	3 級	4	25.0
	4 級	5	31.3	4 級		
	5 級	1	6.2	5 級	5	31.3
	6 級	2	12.5			
	7 級	1	6.2			
	8 級					
	計	(1) 16	(100.0) 100.0	計	(4) 16	(100.0) 100.0
令和5年2月1日現在	1 級	3	17.6	1 級	2	11.8
	2 級	(1) 2	(100.0) 11.8	2 級	(3) 5	(100.0) 29.4
	3 級	3	17.6	3 級	3	17.6
	4 級	5	29.4	4 級		
	5 級	1	5.9	5 級	7	41.2
	6 級	2	11.8			
	7 級	1	5.9			
	8 級					
	計	(1) 17	(100.0) 100.0	計	(3) 17	(100.0) 100.0

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

(4) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	(1.15)	(1.20)	(2.35)	有	
	2.20	2.30	4.50		
補 正 前	(1.15)	(1.15)	(2.30)	有	
	2.20	2.20	4.40		
一般会計の制度	(1.15)	(1.20)	(2.35)	有	
	2.20	2.30	4.50		

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

令和5年度 伊勢市水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1	固定資産			
(1)	有形固定資産			
イ	土地		1,416,434	
ロ	建物	796,598		
	減価償却累計額	<u>△ 566,662</u>	229,936	
ハ	構築物	41,625,094		
	減価償却累計額	<u>△ 18,030,629</u>	23,594,465	
ニ	機械及び装置	3,567,900		
	減価償却累計額	<u>△ 2,459,146</u>	1,108,754	
ホ	車両運搬具	59,861		
	減価償却累計額	<u>△ 51,817</u>	8,044	
ヘ	工具、器具及び備品	64,576		
	減価償却累計額	<u>△ 51,894</u>	12,682	
ト	建設仮勘定		<u>134,994</u>	
	有形固定資産合計			26,505,309
(2)	無形固定資産			
イ	施設利用権		43,135	
ロ	ソフトウェア		<u>1,790</u>	
	無形固定資産合計			44,925
(3)	投資その他の資産			
イ	投資有価証券		<u>200,000</u>	
	投資その他の資産合計			<u>200,000</u>
	固定資産合計			26,750,234
2	流動資産			
(1)	現金預金		2,283,959	
(2)	未収金	320,882		
	貸倒引当金	<u>△ 84,480</u>	236,402	
(3)	貯蔵品		<u>54,155</u>	
	流動資産合計			2,574,516
	資 産 合 計			29,324,750

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債

イ	建設改良等企業債	5,338,759	
	企業債合計		5,338,759

(2) 引当金

イ	退職給付引当金	217,209	
ロ	特別修繕引当金	171,900	
	引当金合計		389,109

固定負債合計 5,727,868

4 流動負債

(1) 企業債

イ	建設改良等企業債	406,220	
	企業債合計		406,220

(2) 未払金

520,283

(3) 預り金

1,000

(4) 引当金

イ	賞与引当金	16,553	
ロ	法定福利費引当金	3,266	
	引当金合計		19,819

流動負債合計 947,322

5 繰延収益

長期前受金

12,187,622

収益化累計額

△ 6,785,921

繰延収益合計 5,401,701

負債合計

12,076,891

資 本 の 部

6	資本金		16,803,774
7	剰余金		
(1)	資本剰余金		
	イ 受贈財産評価額	23,129	
	資本剰余金合計	23,129	23,129
(2)	利益剰余金		
	イ 当年度未処分利益剰余金	420,956	
	利益剰余金合計	420,956	420,956
	剰余金合計		444,085
	資本合計		17,247,859
	負債資本合計		29,324,750

注記

I 重要な会計方針

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的債券 原価法
- 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品 先入先出法による原価法
- 3 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
 - ・減価償却の方法
機械及び装置（旧小俣町取得分）及び取替資産以外の全資産 定額法
機械及び装置（旧小俣町取得分） 定率法
取替資産 取替法
 - ・主な耐用年数

建物	7年～50年
構築物	10年～60年
機械及び装置	6年～20年
車両運搬具	4年～6年
工具、器具及び備品	2年～15年
 - (2) 無形固定資産
 - ・減価償却の方法 定額法
 - ・主な耐用年数

施設利用権	55年
ソフトウェア	5年
- 4 引当金の計上方法
 - (1) 退職給付引当金
職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。
 - (2) 賞与引当金
職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。
 - (3) 法定福利費引当金
職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。
 - (4) 特別修繕引当金
設備等に係る定期修繕費用の支出に備えるため、支出見込額のうち前回の定期修繕の日から当年度末までの期間に対応する額を計上している。

(5) 貸倒引当金

債権の不納欠損の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は268,230千円である。

III その他

1 退職給付引当金の取崩し

当年度において、退職手当として108千円を支給するため、退職給付引当金108千円を使用する。

2 賞与引当金及び法定福利費引当金の取崩し

当年度において、職員の期末・勤勉手当として49,832千円を支給するため、賞与引当金17,447千円を使用し、これに伴う法定福利費として、9,873千円を支出するため、法定福利費引当金3,416千円を使用する。

3 貸倒引当金の取崩し

当年度において、水道料金に係る債権1,350千円の不納欠損を行うため、貸倒引当金1,250千円を使用する。

議案第108号

令和5年度 伊勢市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項目	既決予定量	補正予定量	計
（4）主要な建設改良事業の概要			
ア 汚水管渠敷設事業	2,382,063 千円	5,156 千円	2,387,219 千円
カ ポンプ場更新事業	262,781 千円	2,356 千円	265,137 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

支		出		計
款	項	既決予定額	補正予定額	
第1款	下水道事業費用	4,522,968	14,743	4,537,711
第1項	営業費用	3,216,148	14,743	3,230,891

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。なお、同条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,582,172千円」を「1,589,684千円」に改める。

（単位 千円）

支		出		計
款	項	既決予定額	補正予定額	
第1款	資本的支出	6,009,391	7,512	6,016,903
第1項	建設改良費	4,161,570	7,512	4,169,082

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	293,050	22,545	315,595

令和5年12月4日 提 出

伊勢市長 鈴木 健 一

令和5年度伊勢市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的收入及び支出

(単位 千円)

款 項 目	支		出	
	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業費用	4,522,968	14,743	4,537,711	
1 営業費用	3,216,148	14,743	3,230,891	
1 汚水管渠費	85,012	269	85,281	職員給与費 369 児童手当 △100
5 処理場費	99,169	51	99,220	職員給与費
6 普及促進費	56,782	△825	55,957	職員給与費
7 業務費	121,728	2,566	124,294	職員給与費 2,866 児童手当 △300
8 総係費	97,784	12,682	110,466	職員給与費 12,722 児童手当 △40

資本的收入及び支出

(単位 千円)

款 項 目	支		出	
	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出	6,009,391	7,512	6,016,903	
1 建設改良費	4,161,570	7,512	4,169,082	
2 流域関連公共下水道 単独事業費	623,146	5,156	628,302	職員給与費 5,006 児童手当 150
1 1 ポンプ場更新単独 事業費	81,781	2,356	84,137	職員給与費

令和5年度 伊勢市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	△ 176,270
	減価償却費	1,869,920
	退職給付引当金の増加額	26,008
	賞与引当金の増加額	627
	法定福利費引当金の増加額	134
	貸倒引当金の増加額	1,009
	長期前受金戻入額	△ 1,408,603
	支払利息	440,390
	固定資産除却損	920,073
	未収金の増加額	△ 66,279
	未払金の増加額	11,924
	預り金の減少額	△ 8,836
	小計	1,610,097
	利息の支払額	△ 440,390
	業務活動によるキャッシュ・フロー	1,169,707
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 5,652,003
	無形固定資産の取得による支出	△ 171,478
	国庫補助金による収入	1,574,739
	一般会計からの繰入金による収入	220,712
	工事負担金による収入	23,000
	受益者負担金による収入	120,850
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,884,180
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良企業債による収入	3,838,200
	建設改良企業債の償還による支出	△ 1,846,321
	財務活動によるキャッシュ・フロー	1,991,879
	資金減少額	△ 722,594
	資金期首残高	1,719,227
	資金期末残高	996,633

給 与 費 明 細 書

1 総括

区 分	職員数	給 与 費			法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	一般職(人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(7) 36	151,639	115,304	266,943	48,652	315,595
補正前	(7) 35	146,109	100,305	246,414	46,636	293,050
比較	(0) 1	5,530	14,999	20,529	2,016	22,545

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

手当の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	期 末 及 び 勤 勉 手 当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	
	補正後	5,450	3,971	1,865	59,340	12,431	
	補正前	5,439	3,691	1,431	56,208	12,284	
	比較	11	280	434	3,132	147	
	区 分	管理職手当 (千円)	退職給付費 (千円)				
	補正後	3,708	28,248				
	補正前	2,988	17,973				
	比較	720	10,275				

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費			法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	一般職(人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	36	139,081	112,893	251,974	46,043	298,017
補正前	35	133,297	98,114	231,411	44,108	275,519
比較	1	5,784	14,779	20,563	1,935	22,498

手当の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	期 末 及 び 勤 勉 手 当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	
	補正後	5,450	3,352	1,865	57,663	12,316	
	補正前	5,439	3,074	1,431	54,749	12,169	
	比較	11	278	434	2,914	147	
	区 分	管理職手当 (千円)	退職給付費 (千円)				
	補正後	3,708	28,248				
	補正前	2,988	17,973				
	比較	720	10,275				

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費			法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	一般職(人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(7) 0	12,558	2,411	14,969	2,609	17,578
補正前	(7) 0	12,812	2,191	15,003	2,528	17,531
比較	(0) 0	△254	220	△34	81	47

()は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

手 当 の 内 訳	区 分	通 勤 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)
	補正後	619	1,677
	補正前	617	1,459
	比較	2	218

2 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	5,784	給与改定に伴う増減分	1,371		・令和5年度 給料の改定率 0.97% ・給与改定の実施時期 令和5年4月1日
		職員の異動等に伴う増減分	4,413		
手 当	14,779	給与改定に伴う増減分	1,184		
		職員の異動等に伴う増減分	13,595		

3 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給料

区 分		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
令和5年11月1日現在	平均給料月額 (円)	324,555	333,640
	平均年齢 (歳、月)	42.9	51.3
令和5年2月1日現在	平均給料月額 (円)	317,933	328,900
	平均年齢 (歳、月)	42.9	51.6

(2) 初任給

区 分		一般行政職(円)	技能労務職(円)	一般会計の制度	
				一般行政職(円)	技能労務職(円)
補正後	高校卒	176,100	173,700	176,100	173,700
	大学卒	202,400	—	202,400	—
補正前	高校卒	164,100	161,500	164,100	161,500
	大学卒	191,700	—	191,700	—

(3) 級別職員数

区 分	級	一般行政職 (一般職給料表)		級	技能労務職 (技能労務職給料表)	
		職員数(人)	構成比(%)		職員数(人)	構成比(%)
令和5年11月1日現在	1 級	4	12.9	1 級		
	2 級	4	12.9	2 級		
	3 級	9	29.0	3 級	1	20.0
	4 級	4	12.9	4 級		
	5 級	3	9.7	5 級	4	80.0
	6 級	6	19.4			
	7 級					
	8 級	1	3.2			
	計	31	100.0	計	5	100.0
令和5年2月1日現在	1 級	6	20.0	1 級		
	2 級	3	10.0	2 級	1	20.0
	3 級	7	23.3	3 級		
	4 級	5	16.7	4 級		
	5 級	4	13.3	5 級	4	80.0
	6 級	4	13.3			
	7 級					
	8 級	1	3.4			
	計	30	100.0	計	5	100.0

(4) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	(1.15)	(1.20)	(2.35)	有	
	2.20	2.30	4.50		
補 正 前	(1.15)	(1.15)	(2.30)	有	
	2.20	2.20	4.40		
一般会計の制度	(1.15)	(1.20)	(2.35)	有	
	2.20	2.30	4.50		

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

令和5年度 伊勢市下水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 汚水有形固定資産

イ 土地		367,465	
ロ 建物	312,091		
減価償却累計額	<u>△207,910</u>	104,181	
ハ 構築物	68,598,955		
減価償却累計額	<u>△15,989,643</u>	52,609,312	
ニ 機械及び装置	1,773,364		
減価償却累計額	<u>△1,073,428</u>	699,936	
ホ 車両運搬具	11,765		
減価償却累計額	<u>△7,107</u>	4,658	
ヘ 工具、器具及び備品	26,615		
減価償却累計額	<u>△18,425</u>	8,190	
ト 建設仮勘定		907,670	
汚水有形固定資産合計			54,701,412

(2) 雨水有形固定資産

イ 土地		1,026,092	
ロ 建物	2,849,311		
減価償却累計額	<u>△972,037</u>	1,877,274	
ハ 構築物	6,937,662		
減価償却累計額	<u>△2,336,945</u>	4,600,717	
ニ 機械及び装置	6,749,249		
減価償却累計額	<u>△2,985,322</u>	3,763,927	
ホ 工具、器具及び備品	3,772		
減価償却累計額	<u>△3,585</u>	187	
ヘ 建設仮勘定		355,692	
雨水有形固定資産合計			11,623,889

(3) 汚水無形固定資産

イ 流域下水道施設利用権		8,289,567	
ロ 電話加入権		75	
ハ ソフトウェア		1,946	
汚水無形固定資産合計			<u>8,291,588</u>

固定資産合計

74,616,889

2	流動資産			
(1)	現金預金		996,633	
(2)	未収金	425,674		
	貸倒引当金	<u>△8,619</u>	<u>417,055</u>	
	流動資産合計			<u>1,413,688</u>
	資 産 合 計			<u><u>76,030,577</u></u>
		負 債 の 部		
3	固定負債			
(1)	企業債			
イ	建設改良等企業債	<u>33,675,660</u>		
	企業債合計		33,675,660	
(2)	引当金			
イ	退職給付引当金	<u>287,602</u>		
	引当金合計		<u>287,602</u>	
	固定負債合計			33,963,262
4	流動負債			
(1)	企業債			
イ	建設改良等企業債	<u>1,877,720</u>		
	企業債合計		1,877,720	
(2)	未払金		674,822	
(3)	預り金		1,000	
(4)	引当金			
イ	賞与引当金	20,049		
ロ	法定福利費引当金	<u>3,959</u>		
	引当金合計		<u>24,008</u>	
	流動負債合計			2,577,550
5	繰延収益			
	長期前受金		43,819,139	
	収益化累計額		<u>△13,426,820</u>	
	繰延収益合計			<u>30,392,319</u>
	負 債 合 計			<u><u>66,933,131</u></u>

資 本 の 部

6	資本金		8,150,581
7	剰余金		
(1)	資本剰余金		
	イ 受贈財産評価額	138,083	
	ロ 他会計負担金	282,198	
	ハ 周辺環境整備事業負担金	53,565	
	ニ 補助金	216,649	
	ホ その他資本剰余金	75,851	
	資本剰余金合計		766,346
(2)	利益剰余金		
	イ 当年度未処分利益剰余金	180,519	
	利益剰余金合計		180,519
	剰余金合計		946,865
	資本合計		9,097,446
	負債資本合計		76,030,577

注記

I 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法

機械及び装置（旧小俣町取得分）以外の全資産 定額法

機械及び装置（旧小俣町取得分） 定率法

・主な耐用年数

建物 15年～50年

構築物 5年～50年

機械及び装置 5年～35年

車両運搬具 4年

工具、器具及び備品 4年～15年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法 定額法

・主な耐用年数

流域下水道施設利用権 50年

ソフトウェア 5年

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。なお、他会計が負担すると見込まれる部分を除いた金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損の損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を計上している。

3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は30,181,405千円である。

III セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

伊勢市下水道事業会計は、汚水事業及び雨水事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、汚水事業及び雨水事業の2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容及び財務情報の内訳は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
汚水事業	下水道認可区域内の汚水の排除
雨水事業	下水道認可区域内の雨水の排除

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

（単位 千円）

	汚水事業	雨水事業	共通	合計
営業収益	1,098,469	333,186	0	1,431,655
営業費用	2,547,146	595,111	0	3,142,257
営業損益	△1,448,677	△261,925	0	△1,710,602
経常損益	187,999	0	0	187,999
セグメント資産	63,230,603	11,623,889	1,176,085	76,030,577
セグメント負債	56,388,252	10,544,879	0	66,933,131
その他の項目				
他会計繰入金	1,397,846	381,442	0	1,779,288
減価償却費	1,436,633	433,287	0	1,869,920
特別利益	486,620	0	0	486,620
特別損失	850,889	0	0	850,889
うち減損損失	0	0	0	0
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	4,703,005	1,120,476	0	5,823,481

IV その他

1 賞与引当金及び法定福利費引当金の取崩し

当年度において、職員の期末・勤勉手当として58,709千円を支給するため、賞与引当金18,154千円を使用し、これに伴う法定福利費として11,534千円を支出するため、法定福利費引当金3,567千円を使用する。

2 貸倒引当金の取崩し

当年度において、下水道使用料及び下水道受益者負担金に係る債権3,197千円の不納欠損を行うため、貸倒引当金3,061千円を使用する。

令和5年度 12月補正予算の概要

(単位：千円)

1 一般会計補正予算（第8号）

補正状況	
補正前の予算額	55,428,319
補正予算額	846,826
計	56,275,145

2 一般会計補正予算編成内容

(1) 国補助金の決定等による事業費変更	76,756
(2) 行政運営上早急に措置すべき諸経費	752,959
(3) 人事院勧告に準拠した給与改定及び現行の職員配置による職員等人件費の調整 (特別会計への繰出金の調整を含む)	17,111
合計	846,826

補正内容

(1) 国補助金の決定等による事業費変更		76,756
1【戸籍住民課】	戸籍住民システム管理経費	17,956
	法改正に伴い、住民票及び戸籍の附票の記載事項に「氏名の振り仮名」が追加されるため、住民基本台帳システム等の改修を行う。	
2【基盤整備課】	中心市街地活性化整備事業	58,800
	宮後1丁目1号線道路舗装工事等を実施する。	
(2) 行政運営上早急に措置すべき諸経費		752,959
1【企画調整課】	ふるさと応援寄附推進事業	30,000
	ふるさと応援寄附金が当初想定より増えることが予想されるため、必要経費を増額補正する。	
2【交通政策課】	コミュニティバス運行事業	2,795
	コミュニティバス等運行業務委託料に不足が見込まれることから、必要経費を増額補正する。	
3【交通政策課】	伊勢鉄道運行支援事業	17,925
	これまでの新型コロナウイルス感染症の影響により伊勢鉄道に発生した損失を補てんするため、三重県と沿線等15市町が協調し支援を行う。	

4【財政課】	産前産後保険料繰出金 妊婦の産前産後期間に係る国民健康保険料の免除に伴い、一般会計から繰出を行う。	300
5【高齢・障がい福祉課】	障害者介護給付等事業 障害者介護給付費等に不足が見込まれることから、必要経費を増額補正する。	155,366
6【医療保険課】	こども医療費支給事業 こども医療費に不足が見込まれることから、必要経費を増額補正する。	72,166
7【農林水産課】	畜産振興一般経費 原油価格高騰等により、松阪食肉公社の経営状況に大きな影響が出ているため、三重県と17市町が協調し支援を行う。	1,390
8【基盤整備課】	公園整備事業 伊勢やすらぎ公園のトイレ改築工事等を実施する。	13,000
9【学校教育課】	要保護及び準要保護児童生徒援助事業（小学校費） 認定人数の増加に伴い、就学援助費に不足が見込まれることから、必要経費を増額補正する。	4,478
10【学校教育課】	要保護及び準要保護児童生徒援助事業（中学校費） 認定人数の増加に伴い、就学援助費に不足が見込まれることから、必要経費を増額補正する。	2,044
11【健康課 外】	国・県支出金の精算による返還金等 新型コロナウイルスワクチン接種事業 外7事業	453,495

(3) 人事院勧告に準拠した給与改定及び現行の職員配置による職員等人件費の調整 (特別会計への繰出金の調整を含む)	17,111
給与改定分	76,457
給料表平均改定率	+1.1%
期末手当支給率	+0.05月
勤勉手当支給率	+0.05月
現行の職員配置による調整分	▲59,346

(4) 歳入	846,826
地方特例交付金	30,659
地方交付税	300,771
国庫支出金	119,850
県支出金	76,563
寄附金	60,000
繰入金	208,360
繰越金	61,923
市債	▲11,300

(5) 繰越明許費の補正

(追加)

戸籍住民システム管理経費	17,956
新型コロナウイルスワクチン接種事業	20,000
創業支援事業	7,000
道路新設改良事業	119,730
橋梁維持事業	82,000
中心市街地活性化整備事業	58,800
公園整備事業	13,000
林業用施設災害復旧事業	8,000

(6) 債務負担行為の補正

(追加)

いせ市議会だより印刷製本業務委託	R5～R6	4,533
広報いせ印刷製本業務委託	R5～R6	38,495
スマートフォン教室等運營業務委託	R5～R6	4,168
行政情報システム改修業務委託	R5～R6	1,852
いせ市民活動センター管理運営委託	R5～R6	17,500
コミュニティバスデマンド運行業務委託	R5～R6	11,939
コミュニティバス運行業務委託	R5～R6	126,613
成年後見サポートセンター運營業務委託	R5～R6	12,925
生活困窮者自立相談支援等業務委託	R5～R6	21,500
就労準備支援事業業務委託	R5～R6	14,960
家庭学習・生活支援事業業務委託	R5～R6	9,144
おでかけ支援事業	R5～R6	24,000
保育所等紙おむつ収集運搬業務委託	R5～R6	8,019

健康・医療電話相談業務委託	R5～R6	12,650
一般廃棄物収集運搬業務委託（その2）（令和5年度債務負担行為）		
	R5～R6	321,166
町内一斉粗大ごみ収集運搬業務委託	R5～R6	37,106
都市農山村交流促進施設管理運営委託	R5～R10	15,510
中小企業サポート事業	R5～R6	28,550
賓日館管理運営委託	R5～R7	17,890
宮川堤公園観光客受入業務委託	R5～R6	6,189
観光地等混雑状況配信事業	R5～R6	2,853
伊勢への誘客促進事業	R5～R6	12,014
集大会・合宿誘致補助金	R5～R6	2,000
神社「海の駅」駅舎管理運営委託	R5～R8	11,274
防災気象情報提供業務委託	R5～R8	6,000
みなと小学校スクールバス運行業務委託	R5～R8	26,502
みなと小学校スクールタクシー運行業務委託	R5～R6	2,936
二見中学校スクールタクシー運行業務委託	R5～R6	1,146
生涯学習センター管理運営委託	R5～R10	454,025
観光文化会館管理運営委託	R5～R10	323,285
伊勢古市参宮街道資料館管理運営委託	R5～R10	22,190
伊勢河崎商人館管理運営委託	R5～R10	44,015
図書館管理運営委託	R5～R10	815,700
図書館電算管理システム更新業務委託	R5～R6	15,000

3 国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

補正状況

補正前の予算額	12,671,565
補正予算額	51,541
計	12,723,106

国民健康保険事業費納付金等の増額。

令和4年度国県支出金精算に伴う償還金。

人事院勧告に準拠した給与改定及び現行の職員配置による職員等人件費の調整。

4 後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

補正状況

補正前の予算額	3,496,494
補正予算額	▲14,021
計	3,482,473

人事院勧告に準拠した給与改定及び現行の職員配置による職員等人件費の調整。

5 介護保険特別会計補正予算（第2号）

補正状況

補正前の予算額	15,212,565
補正予算額	▲15,529
計	15,197,036

人事院勧告に準拠した給与改定及び現行の職員配置による職員等人件費の調整。

6 観光交通対策特別会計補正予算（第1号）

補正状況

補正前の予算額	499,827
補正予算額	516
計	500,343

人事院勧告に準拠した給与改定及び現行の職員配置による職員等人件費の調整。

債務負担行為

ゴールデンウィーク交通対策シャトルバス運行等業務委託	R5～R6	34,540
ゴールデンウィーク交通規制セーフティコーン等設置撤去業務委託	R5～R6	2,909

7 病院事業会計補正予算（第1号）

補正状況

【収益的支出】

既決予定額	8,771,912
補正予定額	48,275
計	8,820,187

人事院勧告に準拠した給与改定による職員等人件費の調整。

8 水道事業会計補正予算（第1号）

補正状況

【収益的支出】

既決予定額	2,584,807
補正予定額	▲9,784

計	2,575,023
---	-----------

【資本的支出】

既決予定額	2,092,125
補正予定額	5,746

計	2,097,871
---	-----------

人事院勧告に準拠した給与改定及び現行の職員配置による職員等人件費の調整。

9 下水道事業会計補正予算（第1号）

補正状況

【収益的支出】

既決予定額	4,522,968
補正予定額	14,743

計	4,537,711
---	-----------

【資本的支出】

既決予定額	6,009,391
補正予定額	7,512

計	6,016,903
---	-----------

人事院勧告に準拠した給与改定及び現行の職員配置による職員等人件費の調整。

議案第 109 号

伊勢市空家等対策協議会条例の一部改正について

伊勢市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 5 年 12 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

伊勢市空家等対策協議会条例（平成28年伊勢市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

これは、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1条・第2条 略 (所掌事務)</p> <p>第3条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1) 法第7条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>第4条～第8条 略</p>	<p>第1条・第2条 略 (所掌事務)</p> <p>第3条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1) 法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>第4条～第8条 略</p>

議案第 110 号

伊勢市職員給与条例等の一部改正について

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 5 年 12 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員給与条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項各号列記以外の部分中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を加え、「第28条第2項」を「以下この項及び第28条第2項」に改め、「100分の100)」の次に「、12月に支給する場合には100分の125（特定管理職員にあっては、100分の105）」を加え、同条第3項中「100分の57.5)」と」の次に「、「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と」を加える。

第28条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の120)」の次に「、12月に支給する場合には100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の57.5)」の次に「、12月に支給する場合には100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

一般職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

定		円	円	円	円	円	円	円	円
年	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
前	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
再	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
任	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
用	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
短	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
時	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
間	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
勤	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
務	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
職	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
員	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
以	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
外	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
の	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
職	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
員	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900

26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	

52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	

78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			

104		299,100	347,300					
105		299,300	347,800					
106		299,600	348,200					
107		300,000	348,600					
108		300,300	349,000					
109		300,500	349,500					
110		300,900	349,900					
111		301,300	350,200					
112		301,600	350,500					
113		301,800	351,000					
114		302,000						
115		302,300						
116		302,700						
117		302,900						
118		303,100						
119		303,400						
120		303,700						
121		304,100						
122		304,300						
123		304,600						
124		304,900						
125		305,200						
定	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給
年	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額
前	円	円	円	円	円	円	円	円

再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200
--	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

第2条 伊勢市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合には100分の120」を「100分の122.5」に改め、「以下この項及び」を削り、「100分の100）、12月に支給する場合には100分の125（特定管理職員にあっては、100分の105）」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100）」とあるのは「100分の57.5）」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」を「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」に改める。

第28条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100」を「100分の102.5」に、「100分の120）、12月に支給する場合には100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の48.75」に、「100分の57.5）、12月に支給する場合には100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）」を「100分の58.75」に改める。

（伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年伊勢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表1の項中「376,000円」を「380,000円」に改め、同表2の項中「422,000円」を「427,000円」に改め、同表3の項中「472,000円」を「477,000円」に改め、同表4の項中「533,000円」を「539,000円」に改め、同表5の項中「608,000円」を「615,000円」に改め、同表6の項中「710,000円」を「718,000円」に改め、同表7の項中「830,000円」を「839,000円」に改める。

第9条第2項中「100分の165」との次に「、「100分の125」とあるのは「100分の175」とを加える。

第10条第1項の表1の項中「187,700円」を「188,700円」に改め、同表2の項中「215,200円」を「216,200円」に改め、同表3の項中「255,200円」を「256,200円」に改め、同表4の項中「274,600円」を「275,600円」に改め、同表5の項中「289,700円」を「290,700円」に改め、同表6の項中「315,100円」を「316,200円」に改め、同表7の項中「356,800円」を「358,000円」に改め、同表8の項中「389,900円」を「391,200円」に改める。

第4条 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」を「100分の170」に改める。

（伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正）

第5条 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年伊勢市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の

67.5」を「100分の68.75」に改める。

第15条第1項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の67.5」を「100分の68.75」に、「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の1月当たりの平均額」を「職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基本報酬の月額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の月額の合計額（基本報酬を日額又は時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては、基本報酬の額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額を基礎として規則で定めるところにより算定した額）」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	162,100	208,000
2	163,200	209,700
3	164,400	211,400
4	165,500	212,900

5	166,600	214,400
6	167,700	216,200
7	168,800	217,900
8	169,900	219,600
9	170,900	221,100
10	172,300	222,600
11	173,600	224,100
12	174,900	225,600
13	176,100	226,800
14	177,600	228,200
15	179,100	229,600
16	180,700	231,000
17	181,800	232,400
18	183,200	234,000
19	184,600	235,500
20	186,000	236,900
21	187,300	238,100
22	189,600	239,700
23	191,800	241,200
24	194,000	242,600
25	196,200	243,600
26	197,900	245,100
27	199,400	246,400
28	200,900	247,600
29	202,400	248,700
30	203,800	249,700

31	205,200	250,600
32	206,600	251,500
33	208,000	252,400
34	209,300	253,300
35	210,600	254,100
36	211,900	254,900
37	213,200	255,600
38	214,400	256,700
39	215,600	257,900
40	216,700	259,000
41	217,800	260,200
42	218,900	261,400
43	219,900	262,500
44	220,900	263,600
45	221,800	264,700
46	222,700	265,800
47	223,600	266,900
48	224,500	267,900
49	225,400	268,900
50	226,300	269,900
51	227,200	270,900
52	228,100	271,800
53	228,900	272,700
54	229,800	273,600
55	230,700	274,500
56	231,500	275,400

57	231,800	276,300
58	232,600	277,200
59	233,300	278,100
60	233,900	279,000
61	234,500	280,000
62	235,200	281,000
63	235,800	281,900
64	236,300	282,800
65	236,800	283,300
66	237,300	284,000
67	237,800	284,700
68	238,400	285,600
69	238,900	286,600
70	239,400	287,400
71	239,900	288,200
72	240,400	289,000
73	240,900	289,700
74	241,400	290,200
75	241,800	290,600
76	242,300	291,000
77	242,800	291,200
78	243,300	291,500
79	243,800	291,700
80	244,300	292,000
81	244,700	292,200
82	245,200	292,400

83	245,600	292,700
84	246,000	292,900
85	246,400	293,200
86	246,800	293,500
87	247,200	293,800
88	247,600	294,100
89	248,000	294,400
90	248,500	294,800
91	248,800	295,100
92	249,100	295,500
93	249,400	295,700
94		295,900
95		296,200
96		296,600
97		296,800
98		297,100
99		297,500
100		297,900
101		298,100
102		298,400
103		298,800
104		299,100
105		299,300
106		299,600
107		300,000
108		300,300

109	300,500
110	300,900
111	301,300
112	301,600
113	301,800
114	302,000
115	302,300
116	302,700
117	302,900
118	303,100
119	303,400
120	303,700
121	304,100
122	304,300
123	304,600
124	304,900
125	305,200

(伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第6条 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年伊勢市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「合計額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の165」の次に「、12月に支給する場合には100分の175」を加える。

第7条 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の170」に改める。

(市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第8条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例(平成17年伊勢市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「合計額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の220」の次に「、12月に支給する場合には100分の230」を加える。

第9条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230」を「100分の225」に改める。

(伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部改正)

第10条 伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例(平成17年伊勢市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「合計額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の220」の次に「、12月に支給する場合には100分の230」を加える。

第11条 伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230」を「100分の225」に改める。

(伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第12条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例(平成17年伊勢市条例第123号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の220」の次に「、12月に支給する場合には100分の230」を加える。

第13条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「、6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第5条、第7条、第9条、第11条及び第13条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（伊勢市職員給与条例（以下「給与条例」という。）第25条第2項及び第3項並びに第28条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第9条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与条例第25条第2項及び第3項並びに第28条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（任期付職員条例第9条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定、第6条の規定による改正後の伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定、第8条の規定による改正後の市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の市長等給与条例」という。）の規定、第10条の規定による改正後の伊勢市教育長の給与、勤務時間その

他の勤務条件及び服務に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）の規定及び第12条の規定による改正後の伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の病院事業管理者給与条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）、第3条の規定による改正後の任期付職員条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）、改正後の議員報酬条例、改正後の市長等給与条例、改正後の教育長給与条例又は改正後の病院事業管理者給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与、第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与、第6条の規定による改正前の伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第8条の規定による改正前の市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第10条の規定による改正前の伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第12条の規定による改正前の伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与、改正後の議員報酬条例の規定による給与、改正後の市長等給与条例の規定による給与、改正後の教育長給与条例の規定による給与又は改正後の病院事業管理者給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(説 明)

これは、人事院勧告に準じ、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに議員等の期末手当の支給割合を改めるとともに、その他規定の整備を行うため、関係する条例を改正しようとするものである。

(参考)

伊勢市職員給与条例（第1条関係）

改正後	改正前
<p>第1条 略 (給料表)</p> <p>第2条 給料表は、別表第1のとおりとする。</p> <p>第3条～第24条 略 (期末手当)</p> <p>第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第27条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第27条第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第36条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120(その職務の級が7級以上である職員(以下この項及び第28条第2項において「特定管理職員」という。)にあっては、100分の100)、12月に支給する場合には100分の125(特定管理職員にあっては、100分の105)</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>第26条・第27条 略 (勤勉手当)</p> <p>第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前にお</p>	<p>第1条 略 (給料表)</p> <p>第2条 給料表は、別表第1のとおりとする。</p> <p>第3条～第24条 略 (期末手当)</p> <p>第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第27条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第27条第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第36条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120(その職務の級が7級以上である職員(第28条第2項において「特定管理職員」という。)にあっては、100分の100)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>第26条・第27条 略 (勤勉手当)</p> <p>第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前にお</p>

<p>ける直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の100(特定管理職員にあっては、100分の120)、12月に支給する場合には100分の105(特定管理職員にあっては、100分の125)</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5(特定管理職員にあっては、100分の57.5)、12月に支給する場合には100分の50(特定管理職員にあっては、100分の60)</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>第29条～第40条 略</p> <p>別表第1(第2条関係) 別紙1</p> <p>別表第2 略</p>	<p>ける直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100(特定管理職員にあっては、100分の120)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5(特定管理職員にあっては、100分の57.5)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>第29条～第40条 略</p> <p>別表第1(第2条関係) 別紙2</p> <p>別表第2 略</p>
---	---

伊勢市職員給与条例(第2条関係)

改正後	改正前
第1条～第24条 略 (期末手当)	第1条～第24条 略 (期末手当)

第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第27条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第27条第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第36条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5(その職務の級が7級以上である職員(第28条第2項において「特定管理職員」という。)にあつては、100分の102.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

4～6 略

第26条・第27条 略

(勤勉手当)

第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命

第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第27条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第27条第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第36条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の120(その職務の級が7級以上である職員(以下この項及び第28条第2項において「特定管理職員」という。)にあつては、100分の100)、12月に支給する場合には100分の125(特定管理職員にあつては、100分の105)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 略

第26条・第27条 略

(勤勉手当)

第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命

権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5(特定管理職員にあっては、100分の122.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75(特定管理職員にあっては、100分の58.75)を乗じて得た額の総額

3～5 略
第29条～第40条 略

権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の100(特定管理職員にあっては、100分の120)、12月に支給する場合には100分の105(特定管理職員にあっては、100分の125)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5(特定管理職員にあっては、100分の57.5)、12月に支給する場合には100分の50(特定管理職員にあっては、100分の60)を乗じて得た額の総額

3～5 略
第29条～第40条 略

伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第3条関係）

改正後		改正前	
第1条～第7条 略 (特定任期付職員の給与の特例)		第1条～第7条 略 (特定任期付職員の給与の特例)	
第8条 第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。		第8条 第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。	
号給	給料月額	号給	給料月額
1	380,000円	1	376,000円
2	427,000円	2	422,000円
3	477,000円	3	472,000円
4	539,000円	4	533,000円
5	615,000円	5	608,000円
6	718,000円	6	710,000円

7	839,000円
---	----------

2～5 略

(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)

第9条 伊勢市職員給与条例(平成17年伊勢市条例第42号。以下「給与条例」という。)
第2条、第3条、第5条、第6条、第8条、第10条、第11条、第12条、第14条から第18条まで、第22条及び第28条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第1条第2項、第23条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第1条第2項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成29年伊勢市条例第39号。以下「任期付職員条例」という。)第8条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第23条第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員及び任期付職員条例第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第25条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。

(特定業務等従事任期付職員の給与の特例)

第10条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第4条任期付職員」という。)及び第5条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)(以下これらを「特定業務等従事任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

級	給料月額	
	第4条任期付職員	任期付短時間勤務職員
1	188,700円	第3項の規定により算定した額
2	216,200円	
3	256,200円	
4	275,600円	
5	290,700円	
6	316,200円	
7	358,000円	
8	391,200円	

7	830,000円
---	----------

2～5 略

(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)

第9条 伊勢市職員給与条例(平成17年伊勢市条例第42号。以下「給与条例」という。)
第2条、第3条、第5条、第6条、第8条、第10条、第11条、第12条、第14条から第18条まで、第22条及び第28条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第1条第2項、第23条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第1条第2項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成29年伊勢市条例第39号。以下「任期付職員条例」という。)第8条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第23条第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員及び任期付職員条例第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第25条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。

(特定業務等従事任期付職員の給与の特例)

第10条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第4条任期付職員」という。)及び第5条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)(以下これらを「特定業務等従事任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

級	給料月額	
	第4条任期付職員	任期付短時間勤務職員
1	187,700円	第3項の規定により算定した額
2	215,200円	
3	255,200円	
4	274,600円	
5	289,700円	
6	315,100円	
7	356,800円	
8	389,900円	

2・3 略 第11条・第12条 略	2・3 略 第11条・第12条 略
----------------------	----------------------

伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第4条関係）

改正後	改正前
<p>第1条～第8条 略 (特定任期付職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 伊勢市職員給与条例(平成17年伊勢市条例第42号。以下「給与条例」という。) 第2条、第3条、第5条、第6条、第8条、第10条、第11条、第12条、第14条から第18条まで、第22条及び第28条の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第1条第2項、第23条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第1条第2項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成29年伊勢市条例第39号。以下「任期付職員条例」という。)第8条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第23条第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員及び任期付職員条例第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第25条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>第10条～第12条 略</p>	<p>第1条～第8条 略 (特定任期付職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 伊勢市職員給与条例(平成17年伊勢市条例第42号。以下「給与条例」という。) 第2条、第3条、第5条、第6条、第8条、第10条、第11条、第12条、第14条から第18条まで、第22条及び第28条の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第1条第2項、第23条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第1条第2項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成29年伊勢市条例第39号。以下「任期付職員条例」という。)第8条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第23条第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員及び任期付職員条例第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第25条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>第10条～第12条 略</p>

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例（第5条関係）

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>第2章 フルタイム会計年度任用職員 (給料表)</p> <p>第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料表は、別表第1のとおりとする。</p> <p>第4条～第7条 略 (期末手当)</p> <p>第8条 給与条例第25条から第27条までの規定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計年</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>第2章 フルタイム会計年度任用職員 (給料表)</p> <p>第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料表は、別表第1のとおりとする。</p> <p>第4条～第7条 略 (期末手当)</p> <p>第8条 給与条例第25条から第27条までの規定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計年</p>

度任用職員の期末手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の68.75」と読み替えるものとする。

2～4 略

第9条・第10条 略

第3章 パートタイム会計年度任用職員

第11条 略

(基本報酬)

第12条 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額(当該パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年伊勢市条例第28号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額をいう。以下同じ。)に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 日額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を20で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

3 時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を155で除して得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第13条・第14条 略

(期末手当)

第15条 給与条例第25条から第27条までの規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除

度任用職員の期末手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第25条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」と読み替えるものとする。

2～4 略

第9条・第10条 略

第3章 パートタイム会計年度任用職員

第11条 略

(基本報酬)

第12条 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額(当該パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年伊勢市条例第28号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額をいう。以下同じ。)に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 日額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を20で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

3 時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を155で除して得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第13条・第14条 略

(期末手当)

第15条 給与条例第25条から第27条までの規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除

く。以下この条において同じ。)の期末手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、同条第4項中「職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基本報酬の月額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の月額の合計額(基本報酬を日額又は時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては、基本報酬の額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額を基礎として規則で定めるところにより算定した額)」と読み替えるものとする。

2～4 略

第16条～第19条 略

第4章 補則

第20条～第25条 略

別表第1(第3条関係)

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	162,100	208,000
2	163,200	209,700
3	164,400	211,400
4	165,500	212,900
5	166,600	214,400
6	167,700	216,200
7	168,800	217,900
8	169,900	219,600
9	170,900	221,100
10	172,300	222,600
11	173,600	224,100
12	174,900	225,600
13	176,100	226,800
14	177,600	228,200
15	179,100	229,600
16	180,700	231,000
17	181,800	232,400
18	183,200	234,000
19	184,600	235,500
20	186,000	236,900
21	187,300	238,100
22	189,600	239,700

く。以下この条において同じ。)の期末手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第25条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2～4 略

第16条～第19条 略

第4章 補則

第20条～第25条 略

別表第1(第3条関係)

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	150,100	198,500
2	151,200	200,300
3	152,400	202,100
4	153,500	203,900
5	154,600	205,400
6	155,700	207,200
7	156,800	209,000
8	157,900	210,800
9	158,900	212,400
10	160,300	214,200
11	161,600	216,000
12	162,900	217,800
13	164,100	219,200
14	165,600	221,000
15	167,100	222,700
16	168,700	224,500
17	169,800	226,100
18	171,200	227,800
19	172,600	229,400
20	174,000	230,900
21	175,300	232,200
22	177,800	233,800

<u>23</u>	<u>191,800</u>	<u>241,200</u>	<u>23</u>	<u>180,300</u>	<u>235,400</u>
<u>24</u>	<u>194,000</u>	<u>242,600</u>	<u>24</u>	<u>182,800</u>	<u>236,900</u>
<u>25</u>	<u>196,200</u>	<u>243,600</u>	<u>25</u>	<u>185,200</u>	<u>237,900</u>
<u>26</u>	<u>197,900</u>	<u>245,100</u>	<u>26</u>	<u>186,900</u>	<u>239,400</u>
<u>27</u>	<u>199,400</u>	<u>246,400</u>	<u>27</u>	<u>188,500</u>	<u>240,700</u>
<u>28</u>	<u>200,900</u>	<u>247,600</u>	<u>28</u>	<u>190,200</u>	<u>241,900</u>
<u>29</u>	<u>202,400</u>	<u>248,700</u>	<u>29</u>	<u>191,700</u>	<u>243,100</u>
<u>30</u>	<u>203,800</u>	<u>249,700</u>	<u>30</u>	<u>193,400</u>	<u>244,100</u>
<u>31</u>	<u>205,200</u>	<u>250,600</u>	<u>31</u>	<u>195,200</u>	<u>245,100</u>
<u>32</u>	<u>206,600</u>	<u>251,500</u>	<u>32</u>	<u>196,900</u>	<u>246,100</u>
<u>33</u>	<u>208,000</u>	<u>252,400</u>	<u>33</u>	<u>198,500</u>	<u>247,200</u>
<u>34</u>	<u>209,300</u>	<u>253,300</u>	<u>34</u>	<u>199,900</u>	<u>248,100</u>
<u>35</u>	<u>210,600</u>	<u>254,100</u>	<u>35</u>	<u>201,400</u>	<u>249,000</u>
<u>36</u>	<u>211,900</u>	<u>254,900</u>	<u>36</u>	<u>202,900</u>	<u>250,000</u>
<u>37</u>	<u>213,200</u>	<u>255,600</u>	<u>37</u>	<u>204,200</u>	<u>250,900</u>
<u>38</u>	<u>214,400</u>	<u>256,700</u>	<u>38</u>	<u>205,500</u>	<u>252,200</u>
<u>39</u>	<u>215,600</u>	<u>257,900</u>	<u>39</u>	<u>206,700</u>	<u>253,400</u>
<u>40</u>	<u>216,700</u>	<u>259,000</u>	<u>40</u>	<u>208,000</u>	<u>254,700</u>
<u>41</u>	<u>217,800</u>	<u>260,200</u>	<u>41</u>	<u>209,300</u>	<u>256,000</u>
<u>42</u>	<u>218,900</u>	<u>261,400</u>	<u>42</u>	<u>210,600</u>	<u>257,400</u>
<u>43</u>	<u>219,900</u>	<u>262,500</u>	<u>43</u>	<u>211,900</u>	<u>258,600</u>
<u>44</u>	<u>220,900</u>	<u>263,600</u>	<u>44</u>	<u>213,200</u>	<u>259,800</u>
<u>45</u>	<u>221,800</u>	<u>264,700</u>	<u>45</u>	<u>214,300</u>	<u>260,900</u>
<u>46</u>	<u>222,700</u>	<u>265,800</u>	<u>46</u>	<u>215,600</u>	<u>262,100</u>
<u>47</u>	<u>223,600</u>	<u>266,900</u>	<u>47</u>	<u>216,900</u>	<u>263,400</u>
<u>48</u>	<u>224,500</u>	<u>267,900</u>	<u>48</u>	<u>218,200</u>	<u>264,500</u>
<u>49</u>	<u>225,400</u>	<u>268,900</u>	<u>49</u>	<u>219,200</u>	<u>265,600</u>
<u>50</u>	<u>226,300</u>	<u>269,900</u>	<u>50</u>	<u>220,300</u>	<u>266,600</u>
<u>51</u>	<u>227,200</u>	<u>270,900</u>	<u>51</u>	<u>221,300</u>	<u>267,800</u>
<u>52</u>	<u>228,100</u>	<u>271,800</u>	<u>52</u>	<u>222,300</u>	<u>268,900</u>
<u>53</u>	<u>228,900</u>	<u>272,700</u>	<u>53</u>	<u>223,300</u>	<u>269,900</u>
<u>54</u>	<u>229,800</u>	<u>273,600</u>	<u>54</u>	<u>224,200</u>	<u>270,900</u>
<u>55</u>	<u>230,700</u>	<u>274,500</u>	<u>55</u>	<u>225,100</u>	<u>272,000</u>
<u>56</u>	<u>231,500</u>	<u>275,400</u>	<u>56</u>	<u>226,000</u>	<u>273,100</u>
<u>57</u>	<u>231,800</u>	<u>276,300</u>	<u>57</u>	<u>226,300</u>	<u>274,000</u>
<u>58</u>	<u>232,600</u>	<u>277,200</u>	<u>58</u>	<u>227,100</u>	<u>275,000</u>
<u>59</u>	<u>233,300</u>	<u>278,100</u>	<u>59</u>	<u>227,800</u>	<u>275,900</u>
<u>60</u>	<u>233,900</u>	<u>279,000</u>	<u>60</u>	<u>228,500</u>	<u>277,000</u>
<u>61</u>	<u>234,500</u>	<u>280,000</u>	<u>61</u>	<u>229,200</u>	<u>278,100</u>
<u>62</u>	<u>235,200</u>	<u>281,000</u>	<u>62</u>	<u>230,000</u>	<u>279,100</u>
<u>63</u>	<u>235,800</u>	<u>281,900</u>	<u>63</u>	<u>230,700</u>	<u>280,000</u>
<u>64</u>	<u>236,300</u>	<u>282,800</u>	<u>64</u>	<u>231,300</u>	<u>281,000</u>
<u>65</u>	<u>236,800</u>	<u>283,300</u>	<u>65</u>	<u>231,900</u>	<u>281,500</u>
<u>66</u>	<u>237,300</u>	<u>284,000</u>	<u>66</u>	<u>232,500</u>	<u>282,400</u>
<u>67</u>	<u>237,800</u>	<u>284,700</u>	<u>67</u>	<u>233,100</u>	<u>283,100</u>
<u>68</u>	<u>238,400</u>	<u>285,600</u>	<u>68</u>	<u>233,800</u>	<u>284,000</u>

<u>69</u>	<u>238,900</u>	<u>286,600</u>	<u>69</u>	<u>234,500</u>	<u>285,000</u>
<u>70</u>	<u>239,400</u>	<u>287,400</u>	<u>70</u>	<u>235,100</u>	<u>285,800</u>
<u>71</u>	<u>239,900</u>	<u>288,200</u>	<u>71</u>	<u>235,600</u>	<u>286,600</u>
<u>72</u>	<u>240,400</u>	<u>289,000</u>	<u>72</u>	<u>236,300</u>	<u>287,400</u>
<u>73</u>	<u>240,900</u>	<u>289,700</u>	<u>73</u>	<u>237,000</u>	<u>288,200</u>
<u>74</u>	<u>241,400</u>	<u>290,200</u>	<u>74</u>	<u>237,600</u>	<u>288,700</u>
<u>75</u>	<u>241,800</u>	<u>290,600</u>	<u>75</u>	<u>238,200</u>	<u>289,100</u>
<u>76</u>	<u>242,300</u>	<u>291,000</u>	<u>76</u>	<u>238,700</u>	<u>289,600</u>
<u>77</u>	<u>242,800</u>	<u>291,200</u>	<u>77</u>	<u>239,300</u>	<u>289,800</u>
<u>78</u>	<u>243,300</u>	<u>291,500</u>	<u>78</u>	<u>240,000</u>	<u>290,100</u>
<u>79</u>	<u>243,800</u>	<u>291,700</u>	<u>79</u>	<u>240,700</u>	<u>290,300</u>
<u>80</u>	<u>244,300</u>	<u>292,000</u>	<u>80</u>	<u>241,200</u>	<u>290,700</u>
<u>81</u>	<u>244,700</u>	<u>292,200</u>	<u>81</u>	<u>241,700</u>	<u>290,900</u>
<u>82</u>	<u>245,200</u>	<u>292,400</u>	<u>82</u>	<u>242,300</u>	<u>291,100</u>
<u>83</u>	<u>245,600</u>	<u>292,700</u>	<u>83</u>	<u>242,900</u>	<u>291,500</u>
<u>84</u>	<u>246,000</u>	<u>292,900</u>	<u>84</u>	<u>243,400</u>	<u>291,800</u>
<u>85</u>	<u>246,400</u>	<u>293,200</u>	<u>85</u>	<u>243,900</u>	<u>292,100</u>
<u>86</u>	<u>246,800</u>	<u>293,500</u>	<u>86</u>	<u>244,500</u>	<u>292,400</u>
<u>87</u>	<u>247,200</u>	<u>293,800</u>	<u>87</u>	<u>245,100</u>	<u>292,700</u>
<u>88</u>	<u>247,600</u>	<u>294,100</u>	<u>88</u>	<u>245,600</u>	<u>293,100</u>
<u>89</u>	<u>248,000</u>	<u>294,400</u>	<u>89</u>	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>
<u>90</u>	<u>248,500</u>	<u>294,800</u>	<u>90</u>	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>
<u>91</u>	<u>248,800</u>	<u>295,100</u>	<u>91</u>	<u>246,900</u>	<u>294,100</u>
<u>92</u>	<u>249,100</u>	<u>295,500</u>	<u>92</u>	<u>247,300</u>	<u>294,500</u>
<u>93</u>	<u>249,400</u>	<u>295,700</u>	<u>93</u>	<u>247,600</u>	<u>294,700</u>
<u>94</u>		<u>295,900</u>	<u>94</u>		<u>294,900</u>
<u>95</u>		<u>296,200</u>	<u>95</u>		<u>295,200</u>
<u>96</u>		<u>296,600</u>	<u>96</u>		<u>295,600</u>
<u>97</u>		<u>296,800</u>	<u>97</u>		<u>295,800</u>
<u>98</u>		<u>297,100</u>	<u>98</u>		<u>296,100</u>
<u>99</u>		<u>297,500</u>	<u>99</u>		<u>296,500</u>
<u>100</u>		<u>297,900</u>	<u>100</u>		<u>296,900</u>
<u>101</u>		<u>298,100</u>	<u>101</u>		<u>297,100</u>
<u>102</u>		<u>298,400</u>	<u>102</u>		<u>297,400</u>
<u>103</u>		<u>298,800</u>	<u>103</u>		<u>297,800</u>
<u>104</u>		<u>299,100</u>	<u>104</u>		<u>298,100</u>
<u>105</u>		<u>299,300</u>	<u>105</u>		<u>298,300</u>
<u>106</u>		<u>299,600</u>	<u>106</u>		<u>298,600</u>
<u>107</u>		<u>300,000</u>	<u>107</u>		<u>299,000</u>
<u>108</u>		<u>300,300</u>	<u>108</u>		<u>299,300</u>
<u>109</u>		<u>300,500</u>	<u>109</u>		<u>299,500</u>
<u>110</u>		<u>300,900</u>	<u>110</u>		<u>299,900</u>
<u>111</u>		<u>301,300</u>	<u>111</u>		<u>300,300</u>
<u>112</u>		<u>301,600</u>	<u>112</u>		<u>300,600</u>
<u>113</u>		<u>301,800</u>	<u>113</u>		<u>300,800</u>
<u>114</u>		<u>302,000</u>	<u>114</u>		<u>301,000</u>

<u>115</u>		<u>302,300</u>	<u>115</u>		<u>301,300</u>
<u>116</u>		<u>302,700</u>	<u>116</u>		<u>301,700</u>
<u>117</u>		<u>302,900</u>	<u>117</u>		<u>301,900</u>
<u>118</u>		<u>303,100</u>	<u>118</u>		<u>302,100</u>
<u>119</u>		<u>303,400</u>	<u>119</u>		<u>302,400</u>
<u>120</u>		<u>303,700</u>	<u>120</u>		<u>302,700</u>
<u>121</u>		<u>304,100</u>	<u>121</u>		<u>303,100</u>
<u>122</u>		<u>304,300</u>	<u>122</u>		<u>303,300</u>
<u>123</u>		<u>304,600</u>	<u>123</u>		<u>303,600</u>
<u>124</u>		<u>304,900</u>	<u>124</u>		<u>303,900</u>
<u>125</u>		<u>305,200</u>	<u>125</u>		<u>304,200</u>
別表第2 略			別表第2 略		

伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（第6条関係）

改正後	改正前
第1条～第5条 略 (期末手当)	第1条～第5条 略 (期末手当)
第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により任期が終了したこれらの者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。	第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により任期が終了したこれらの者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。
2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により任期が終了した日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会の議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は、引き続き議会の議員の職にあつたものとする。	2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により任期が終了した日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会の議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は、引き続き議会の議員の職にあつたものとする。

議会の議員の職にあったものとする。 (1)～(4) 略 第7条 略	(1)～(4) 略 第7条 略
---	--------------------

伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（第7条関係）

改正後	改正前
<p>第1条～第5条 略 (期末手当)</p> <p>第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により任期が終了したこれらの者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により任期が終了した日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会の議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は、引き続き議会の議員の職にあったものとする。</p> <p>(1)～(4) 略 第7条 略</p>	<p>第1条～第5条 略 (期末手当)</p> <p>第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により任期が終了したこれらの者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により任期が終了した日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会の議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は、引き続き議会の議員の職にあったものとする。</p> <p>(1)～(4) 略 第7条 略</p>

市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（第8条関係）

改正後	改正前
<p>第1条・第2条 略 (期末手当)</p> <p>第3条 市長等には、一般職の職員の例によ</p>	<p>第1条・第2条 略 (期末手当)</p> <p>第3条 市長等には、一般職の職員の例によ</p>

<p>り、期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、給料の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第4条～第6条 略</p>	<p>り、期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、給料の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の220を乗じて得た額とする。</p> <p>第4条～第6条 略</p>
---	---

市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（第9条関係）

改正後	改正前
<p>第1条・第2条 略 (期末手当)</p> <p>第3条 市長等には、一般職の職員の例により、期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、給料の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第4条～第6条 略</p>	<p>第1条・第2条 略 (期末手当)</p> <p>第3条 市長等には、一般職の職員の例により、期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、給料の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第4条～第6条 略</p>

伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（第10条関係）

改正後	改正前
<p>第1条・第2条 略 (通勤手当及び期末手当)</p> <p>第3条 教育長に、通勤手当及び期末手当を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、給料の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第4条～第8条 略</p>	<p>第1条・第2条 略 (通勤手当及び期末手当)</p> <p>第3条 教育長に、通勤手当及び期末手当を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、給料の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の220を乗じて得た額とする。</p> <p>第4条～第8条 略</p>

伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（第11条関係）

改正後	改正前
<p>第1条・第2条 略 (通勤手当及び期末手当)</p> <p>第3条 教育長に、通勤手当及び期末手当を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、給料の月額及び給料の月</p>	<p>第1条・第2条 略 (通勤手当及び期末手当)</p> <p>第3条 教育長に、通勤手当及び期末手当を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、給料の月額及び給料の月</p>

額に100分の20を乗じて得た額の合計額に <u>100分の225</u> を乗じて得た額とする。	額に100分の20を乗じて得た額の合計額に 、6月に支給する場合には100分の220、12 <u>月に支給する場合には100分の230</u> を乗じて 得た額とする。
第4条～第8条 略	第4条～第8条 略

伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例（第12条関係）

改正後	改正前
第1条～第3条 略 (手当の額) 第4条 略 2 略 3 期末手当の額は、給料の月額及びこれに対 する地域手当の月額の合計額に、給料の月 額及びこれに対する地域手当の月額の合計 額に100分の20を乗じて得た額を加算した 額に、 <u>6月に支給する場合には100分の220、</u> <u>12月に支給する場合には100分の230</u> を乗じ て得た額とする。	第1条～第3条 略 (手当の額) 第4条 略 2 略 3 期末手当の額は、給料の月額及びこれに対 する地域手当の月額の合計額に、給料の月 額及びこれに対する地域手当の月額の合計 額に100分の20を乗じて得た額を加算した 額に100分の220を乗じて得た額とする。
第5条～第7条 略	第5条～第7条 略

伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例（第13条関係）

改正後	改正前
第1条～第3条 略 (手当の額) 第4条 略 2 略 3 期末手当の額は、給料の月額及びこれに対 する地域手当の月額の合計額に、給料の月 額及びこれに対する地域手当の月額の合計 額に100分の20を乗じて得た額を加算した 額に <u>100分の225</u> を乗じて得た額とする。	第1条～第3条 略 (手当の額) 第4条 略 2 略 3 期末手当の額は、給料の月額及びこれに対 する地域手当の月額の合計額に、給料の月 額及びこれに対する地域手当の月額の合計 額に100分の20を乗じて得た額を加算した 額に、 <u>6月に支給する場合には100分の220、</u> <u>12月に支給する場合には100分の230</u> を乗じ て得た額とする。
第5条～第7条 略	第5条～第7条 略

別表第1 (第2条関係)

改正後

一般職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		

51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600				
95		296,200	344,100				
96		296,600	344,500				
97		296,800	344,700				
98		297,100	345,100				
99		297,500	345,500				
100		297,900	345,800				
101		298,100	346,100				
102		298,400	346,500				
103		298,800	346,900				
104		299,100	347,300				
105		299,300	347,800				
106		299,600	348,200				
107		300,000	348,600				

	<u>108</u>		<u>300,300</u>	<u>349,000</u>					
	<u>109</u>		<u>300,500</u>	<u>349,500</u>					
	<u>110</u>		<u>300,900</u>	<u>349,900</u>					
	<u>111</u>		<u>301,300</u>	<u>350,200</u>					
	<u>112</u>		<u>301,600</u>	<u>350,500</u>					
	<u>113</u>		<u>301,800</u>	<u>351,000</u>					
	<u>114</u>		<u>302,000</u>						
	<u>115</u>		<u>302,300</u>						
	<u>116</u>		<u>302,700</u>						
	<u>117</u>		<u>302,900</u>						
	<u>118</u>		<u>303,100</u>						
	<u>119</u>		<u>303,400</u>						
	<u>120</u>		<u>303,700</u>						
	<u>121</u>		<u>304,100</u>						
	<u>122</u>		<u>304,300</u>						
	<u>123</u>		<u>304,600</u>						
	<u>124</u>		<u>304,900</u>						
	<u>125</u>		<u>305,200</u>						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		<u>188,700</u>	<u>216,200</u>	<u>256,200</u>	<u>275,600</u>	<u>290,700</u>	<u>316,200</u>	<u>358,000</u>	<u>391,200</u>

別表第1 (第2条関係)
一般職給料表

改正前

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		

51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700				
98		296,100	344,100				
99		296,500	344,500				
100		296,900	344,800				
101		297,100	345,100				
102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900				
104		298,100	346,300				
105		298,300	346,800				
106		298,600	347,200				
107		299,000	347,600				

	<u>108</u>		<u>299,300</u>	<u>348,000</u>					
	<u>109</u>		<u>299,500</u>	<u>348,500</u>					
	<u>110</u>		<u>299,900</u>	<u>348,900</u>					
	<u>111</u>		<u>300,300</u>	<u>349,200</u>					
	<u>112</u>		<u>300,600</u>	<u>349,500</u>					
	<u>113</u>		<u>300,800</u>	<u>350,000</u>					
	<u>114</u>		<u>301,000</u>						
	<u>115</u>		<u>301,300</u>						
	<u>116</u>		<u>301,700</u>						
	<u>117</u>		<u>301,900</u>						
	<u>118</u>		<u>302,100</u>						
	<u>119</u>		<u>302,400</u>						
	<u>120</u>		<u>302,700</u>						
	<u>121</u>		<u>303,100</u>						
	<u>122</u>		<u>303,300</u>						
	<u>123</u>		<u>303,600</u>						
	<u>124</u>		<u>303,900</u>						
	<u>125</u>		<u>304,200</u>						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		<u>187,700</u>	<u>215,200</u>	<u>255,200</u>	<u>274,600</u>	<u>289,700</u>	<u>315,100</u>	<u>356,800</u>	<u>389,900</u>

議案第 111 号

伊勢市市税条例の一部改正について

伊勢市市税条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 5 年 12 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「納期限前7日（同項第4号に掲げる者又は同項第5号に掲げる者のうち規則で定めるものにあつては、納期限）」を「納期限」に改める。

第71条第2項及び第139条の3第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（説 明）

これは、個人市民税、固定資産税及び特別土地保有税の減免の申請の期限を延長するため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>第2節 賦課徴収</p> <p>第7条～第22条 略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 市民税</p> <p>第23条～第50条 略</p> <p>(市民税の減免)</p> <p>第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>第52条～第53条の12 略</p> <p>第2節 固定資産税</p> <p>第54条～第70条 略</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第71条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>第72条～第79条 略</p> <p>第3節 軽自動車税</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>第2節 賦課徴収</p> <p>第7条～第22条 略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 市民税</p> <p>第23条～第50条 略</p> <p>(市民税の減免)</p> <p>第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日(同項第4号に掲げる者又は同項第5号に掲げる者のうち規則で定めるもの)であつては、納期限</u>までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>第52条～第53条の12 略</p> <p>第2節 固定資産税</p> <p>第54条～第70条 略</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第71条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>第72条～第79条 略</p> <p>第3節 軽自動車税</p>

<p>第80条～第91条 略</p> <p>第4節 市たばこ税</p> <p>第92条～第130条 略</p> <p>第5節 特別土地保有税</p> <p>第131条～第139条の2 略</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>第140条～第140条の7 略</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節 入湯税</p> <p>第141条～第151条 略</p>	<p>第80条～第91条 略</p> <p>第4節 市たばこ税</p> <p>第92条～第130条 略</p> <p>第5節 特別土地保有税</p> <p>第131条～第139条の2 略</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>第140条～第140条の7 略</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節 入湯税</p> <p>第141条～第151条 略</p>
--	---

議案第 112 号

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

基準に関する条例の一部改正について

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 5 年 12 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例（平成26年伊勢市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中「利用」を「第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「利用」に、「利用している同号」とあるのは「利用している同条第1号又は第2号」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

これは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、

条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準</p> <p>第4条 略</p> <p>第2節 運営に関する基準</p> <p>第5条～第14条 略</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>第16条～第34条 略</p> <p>第3節 特例施設型給付費に関する基準</p> <p>第35条 略</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合に</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準</p> <p>第4条 略</p> <p>第2節 運営に関する基準</p> <p>第5条～第14条 略</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>第16条～第34条 略</p> <p>第3節 特例施設型給付費に関する基準</p> <p>第35条 略</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合に</p>

において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第37条 略

第2節 運営に関する基準

第38条～第50条 略

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

第51条・第52条 略

第4章 雑則

第53条 略

において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同条第1号又は第2号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第37条 略

第2節 運営に関する基準

第38条～第50条 略

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

第51条・第52条 略

第4章 雑則

第53条 略

議案第 113 号

伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について

伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を

次のように提出する。

令和 5 年 12 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 129 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 1 項第 2 号中「130 円」を「150 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

これは、一般廃棄物処理手数料の額を改めるため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1条～第17条 略</p> <p>(一般廃棄物処理手数料)</p> <p>第18条 第11条第2項の規定により市が粗大ごみ又は小動物の死体を収集し、運搬し、及び処分する場合で、当該粗大ごみ又は小動物の死体を排出する者から申出を受けて個別に行うときは、当該申出をした者から次の各号に定める手数料を徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 従量手数料 収集量10キログラムにつき<u>150円</u></p> <p>2 略</p> <p>第19条～第26条 略</p>	<p>第1条～第17条 略</p> <p>(一般廃棄物処理手数料)</p> <p>第18条 第11条第2項の規定により市が粗大ごみ又は小動物の死体を収集し、運搬し、及び処分する場合で、当該粗大ごみ又は小動物の死体を排出する者から申出を受けて個別に行うときは、当該申出をした者から次の各号に定める手数料を徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 従量手数料 収集量10キログラムにつき<u>130円</u></p> <p>2 略</p> <p>第19条～第26条 略</p>

議案第 114 号

伊勢市都市公園条例の一部改正について

伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 5 年 12 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例

伊勢市都市公園条例（平成17年伊勢市条例第159号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項の表に次のように加える。

伊勢やすらぎ公園	伊勢市やすらぎ公園プール
----------	--------------

第11条第2項中「平成17年伊勢市条例第197号）」の次に「及び伊勢市やすらぎ公園プール条例（平成17年伊勢市条例第152号）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

これは、伊勢市やすらぎ公園プールを都市公園の有料公園施設として管理するため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前																																										
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 略</p> <p style="text-align: center;">第1章の2 都市公園の設置</p> <p>第1条の2～第1条の6 略</p> <p style="text-align: center;">第2章 都市公園の管理</p> <p>第2条～第10条の7 略</p> <p style="text-align: center;">(有料公園施設)</p> <p>第11条 市が管理する公園施設で、有料で使用させるもの(以下「有料公園施設」という。)は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">都市公園</th> <th style="text-align: center;">有料公園施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>古市公園</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>倉田山公園</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>朝熊山麓公園</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>大仏山公園</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>宮川ラブリバー公園</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>二見スポーツ公園</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>伊勢やすらぎ公園</td> <td>伊勢市やすらぎ公園プール</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 有料公園施設の管理に関し必要な事項は、この条例に定めるもののほか、伊勢市体育施設条例(平成17年伊勢市条例第197号)及び伊勢市やすらぎ公園プール条例(平成17年伊勢市条例第152号)の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 雑則</p> <p>第12条～第17条 略</p> <p style="text-align: center;">第4章 罰則</p> <p>第18条～第21条 略</p>	都市公園	有料公園施設	古市公園	略	倉田山公園	略	朝熊山麓公園	略		略	大仏山公園	略	宮川ラブリバー公園	略		略		略	二見スポーツ公園	略	伊勢やすらぎ公園	伊勢市やすらぎ公園プール	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 略</p> <p style="text-align: center;">第1章の2 都市公園の設置</p> <p>第1条の2～第1条の6 略</p> <p style="text-align: center;">第2章 都市公園の管理</p> <p>第2条～第10条の7 略</p> <p style="text-align: center;">(有料公園施設)</p> <p>第11条 市が管理する公園施設で、有料で使用させるもの(以下「有料公園施設」という。)は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">都市公園</th> <th style="text-align: center;">有料公園施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>古市公園</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>倉田山公園</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>朝熊山麓公園</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>大仏山公園</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>宮川ラブリバー公園</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>二見スポーツ公園</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 有料公園施設の管理に関し必要な事項は、この条例に定めるもののほか、伊勢市体育施設条例(平成17年伊勢市条例第197号)の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 雑則</p> <p>第12条～第17条 略</p> <p style="text-align: center;">第4章 罰則</p> <p>第18条～第21条 略</p>	都市公園	有料公園施設	古市公園	略	倉田山公園	略	朝熊山麓公園	略		略	大仏山公園	略	宮川ラブリバー公園	略		略		略	二見スポーツ公園	略
都市公園	有料公園施設																																										
古市公園	略																																										
倉田山公園	略																																										
朝熊山麓公園	略																																										
	略																																										
大仏山公園	略																																										
宮川ラブリバー公園	略																																										
	略																																										
	略																																										
二見スポーツ公園	略																																										
伊勢やすらぎ公園	伊勢市やすらぎ公園プール																																										
都市公園	有料公園施設																																										
古市公園	略																																										
倉田山公園	略																																										
朝熊山麓公園	略																																										
	略																																										
大仏山公園	略																																										
宮川ラブリバー公園	略																																										
	略																																										
	略																																										
二見スポーツ公園	略																																										

議案第115号

伊勢市立図書館の指定管理者の指定について

伊勢市立図書館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年12月4日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
伊勢市立伊勢図書館
伊勢市立小俣図書館

- 2 指定管理者となる団体
東京都文京区大塚3丁目1番1号
株式会社図書館流通センター
代表取締役 谷一 文子

- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(説 明)

これは、伊勢市立図書館について、指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第116号

伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館の指定管理者の指定について

伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年12月4日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館

2 指定管理者となる団体

伊勢市中之町69番地

伊勢古市参宮街道資料館運営委員会

委員長 世古 富保

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(説 明)

これは、伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館について、指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第117号

伊勢河崎商人館の指定管理者の指定について

伊勢河崎商人館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年12月4日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
伊勢河崎商人館

- 2 指定管理者となる団体
伊勢市河崎2丁目5番9号
特定非営利活動法人伊勢河崎まちづくり衆
理事長 高橋 徹

- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(説 明)

これは、伊勢河崎商人館について、指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第118号

伊勢市生涯学習センターの指定管理者の指定について

伊勢市生涯学習センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年12月4日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

伊勢市生涯学習センター

2 指定管理者となる団体

伊勢市二見町松下 1349 番地 164

特定非営利活動法人まなびの広場

理事長 岡島 久美子

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(説 明)

これは、伊勢市生涯学習センターについて、指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第119号

伊勢市観光文化会館及び伊勢市観光文化会館駐車場の指定管理者の
指定について

伊勢市観光文化会館及び伊勢市観光文化会館駐車場の指定管理者を次の
とおり指定する。

令和5年12月4日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
伊勢市観光文化会館
伊勢市観光文化会館駐車場
- 2 指定管理者となる団体
東京都千代田区神田小川町1丁目2番地
株式会社ケイミックスパブリックビジネス
代表取締役 橋本 鉄司
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(説 明)

これは、伊勢市観光文化会館及び伊勢市観光文化会館駐車場について、指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第 120 号

今一色コミュニティセンターの指定管理者の指定について

今一色コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和 5 年 12 月 4 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

今一色コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

伊勢市二見町今一色 874 番地 399

今一色区自治会

区長 濱條 勉

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(説 明)

これは、今一色コミュニティセンターについて、指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第 121 号

いせ市民活動センターの指定管理者の指定について

いせ市民活動センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和 5 年 12 月 4 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

いせ市民活動センター

2 指定管理者となる団体

伊勢市前山町 1522 番地 39

特定非営利活動法人いせコンビニネット

理事長 伊東 俊一

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(説 明)

これは、いせ市民活動センターについて、指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第 122 号

伊勢市都市農山村交流促進施設の指定管理者の指定について

伊勢市都市農山村交流促進施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 5 年 12 月 4 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
伊勢市都市農山村交流促進施設

- 2 指定管理者となる団体
伊勢市横輪町 594 番地
横輪町活性化委員会
会長 上田 和夫

- 3 指定の期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(説 明)

これは、伊勢市都市農山村交流促進施設について、指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第 123 号

賓日館の指定管理者の指定について

賓日館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 5 年 12 月 4 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

賓日館

2 指定管理者となる団体

伊勢市二見町茶屋 232 番地

特定非営利活動法人二見浦・賓日館の会

会長 奥野 雅則

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(説 明)

これは、賓日館について、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第124号

伊勢市神社海の駅の指定管理者の指定について

伊勢市神社海の駅の指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年12月4日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
伊勢市神社海の駅

- 2 指定管理者となる団体
伊勢市神社港60番地
特定非営利活動法人神社みなとまち再生グループ
理事長 川畑 幸也

- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(説 明)

これは、伊勢市神社海の駅について、指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第 125 号

市道の路線の認定について

市道の路線を次のように認定する。

令和 5 年 12 月 4 日提出

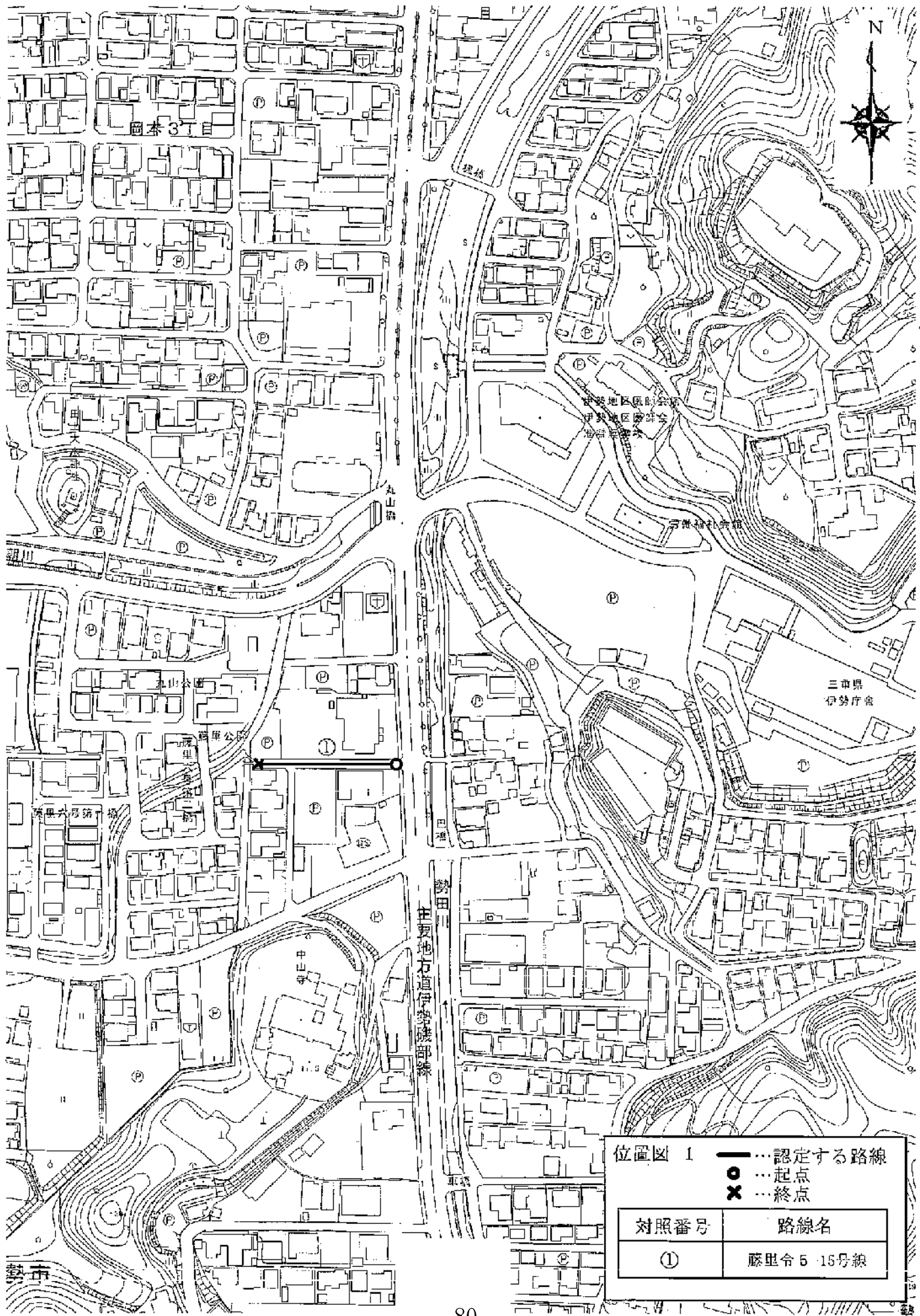
伊勢市長 鈴木 健 一

記

位置図 番 号	対照 番号	路線名	起 点	重要な 経過地	備考
			終 点		
1	1	藤里令 5 - 15 号線	藤里町字岩ヶ崎 711 番 2 地先		
			藤里町字岩ヶ崎 715 番 7 地先		
2	1	湯田令 5 - 16 号線	小俣町湯田 908 番 13 地先		
			小俣町湯田 908 番 1 地先		
3	1	新開令 5 - 17 号線	御菌町新開字曲リ 754 番 3 地先		
			御菌町新開字曲リ 754 番 6 地先		
4	1	野村令 5 - 18 号線	野村町字里前 5585 番 4 地先		
			野村町字里前 5579 番 6 地先		
5	1	河崎 2 丁目令 5 - 19 号線	河崎 2 丁目 152 番 9 地先		
			河崎 2 丁目 152 番 40 地先		

(説 明)

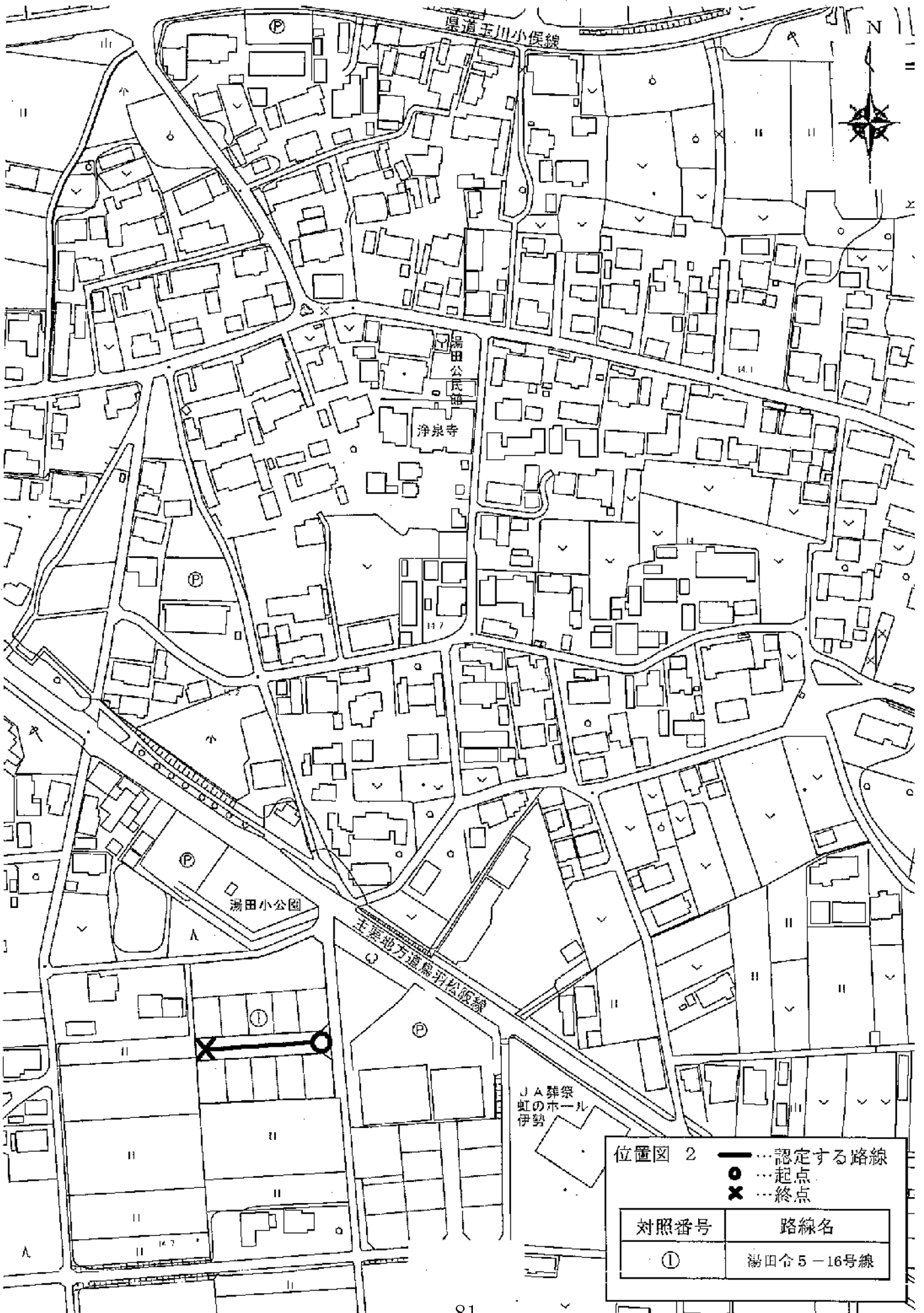
これは、市道の路線を認定するにつき、道路法第8条第2項の規定により、あらかじめ、議会の議決を経ようとするものである。



位置図 1

- 認定する路線
- 起点
- X 終点

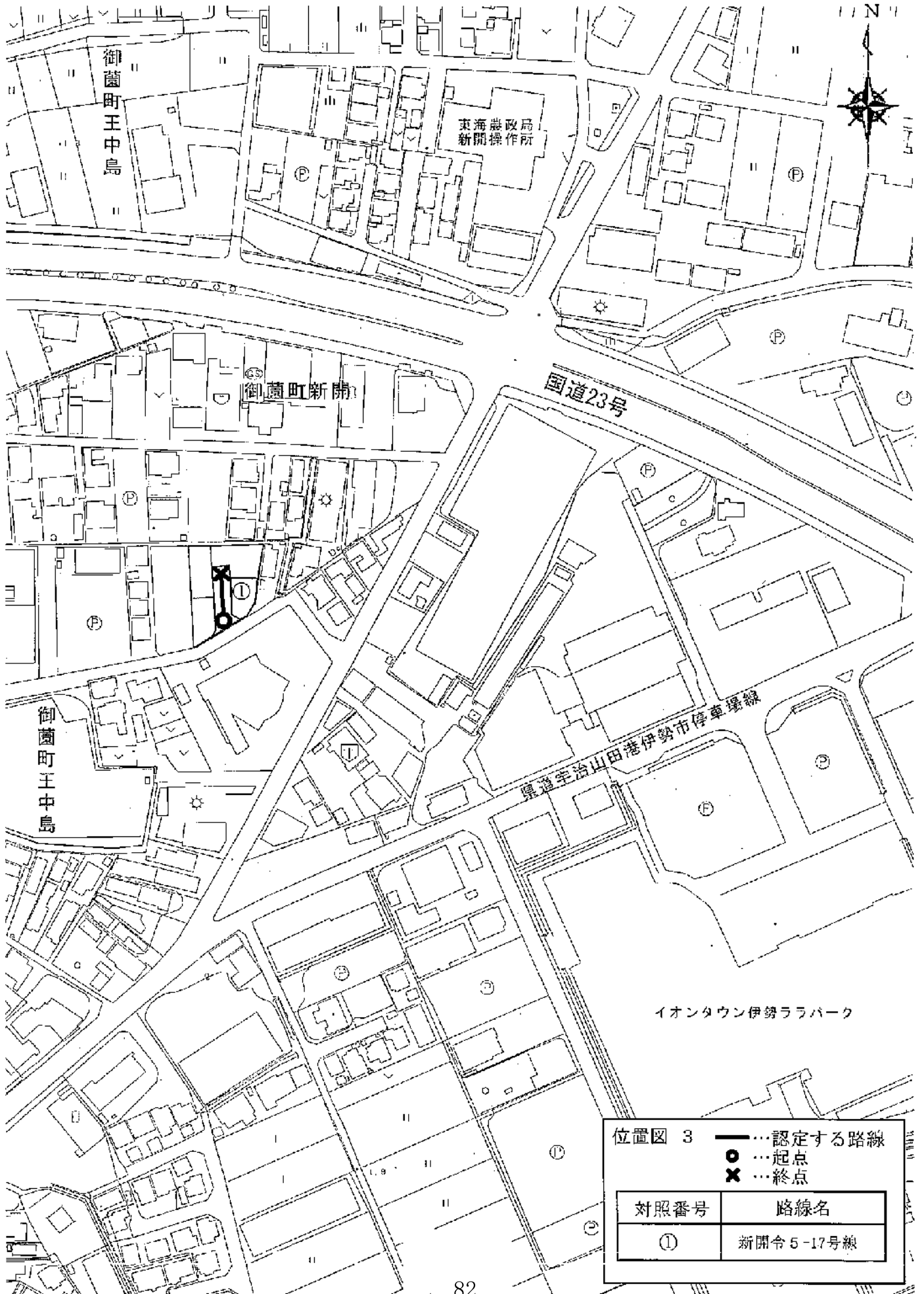
対照番号	路線名
①	藤里令5-15号線



位置図 2

- … 認定する路線
- … 起点
- X … 終点

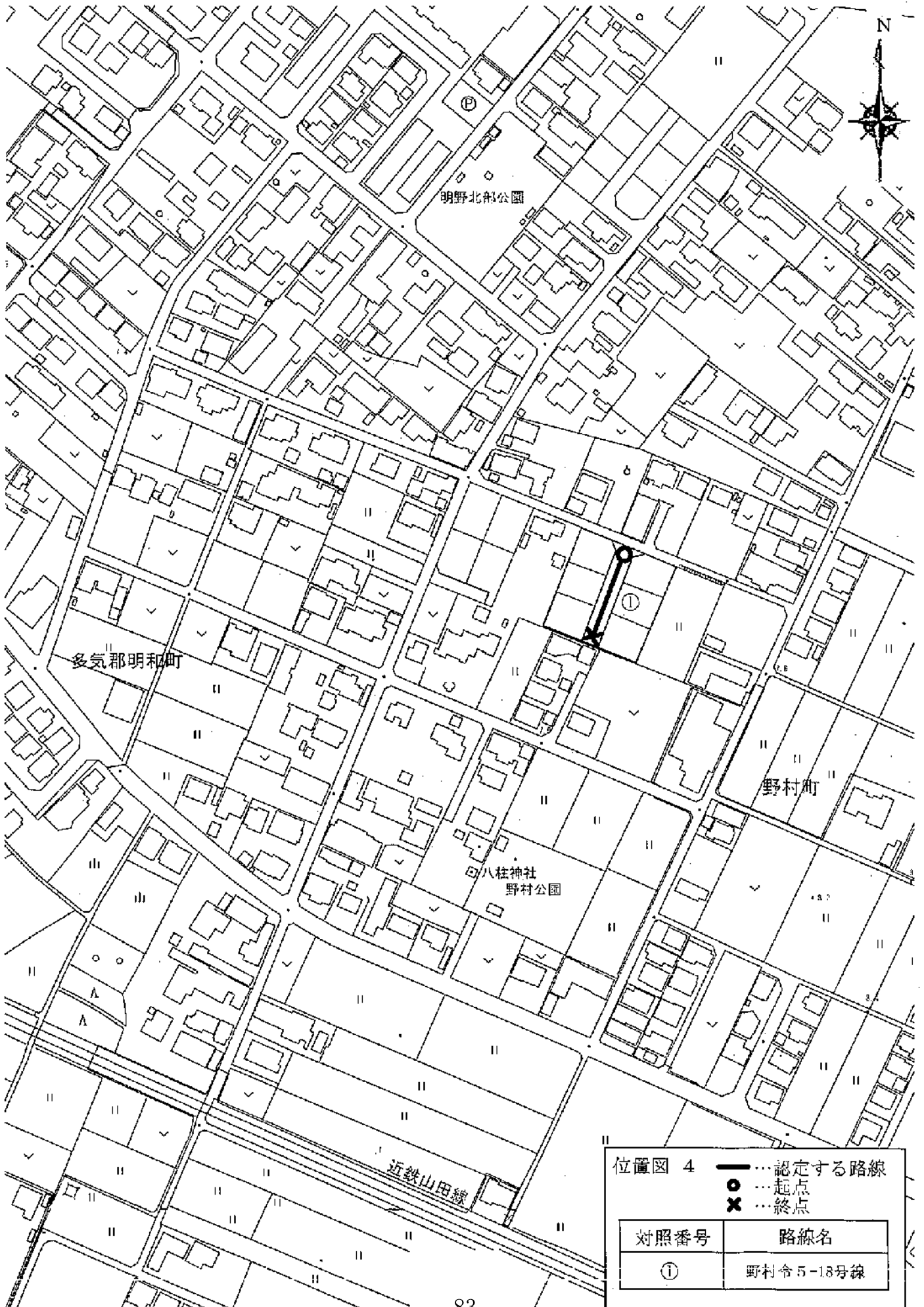
対照番号	路線名
①	湯田台5-16号線



位置図 3

- … 認定する路線
- … 起点
- × … 終点

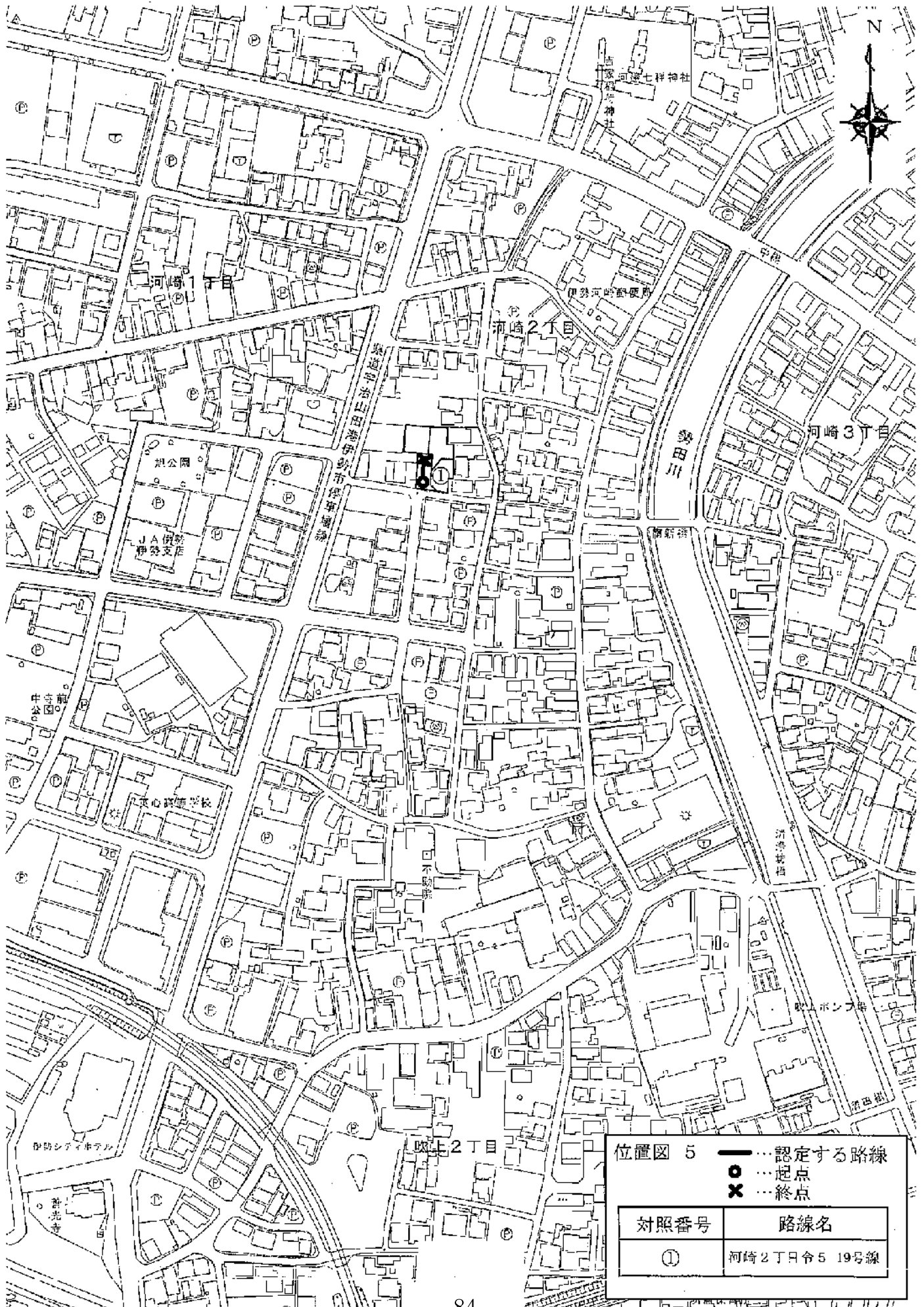
対照番号	路線名
①	新開令5-17号線



位置図 4

- 認定する路線
- 起点
- × 終点

対照番号	路線名
①	野村令5-18号線



位置図 5

- … 認定する路線
- … 起点
- × … 終点

対照番号	路線名
①	河崎2丁目令5 19号線